

参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月六日(木曜日)午前十時三十分開会

委員の異動

三月五日委員秋山長造君辞任につき、その補欠として松澤靖介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝保 稔君
木島 虎藏君
山下 義信君
中山 福藏君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
谷口弥三郎君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君

國務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員

外務省國際協力局長 宮崎 章君
農林省畜産局長 谷垣 專一君
通商産業省鉱山保安局長 小岩井康朗君
労働政務次官 二階堂 進君
労働大臣官房長 澁谷 直藏君

労働省労務局長 龜井 光君

労働省労働基準局長 堀 秀夫君

労働省職業安定局長 百田 正弘君

常任委員 増本 甲吉君

専門員 労働大臣官房 宮本 一朗君
国際労働課長

説明員

本日国会に付した案件
職業訓練法案(内閣送付、予備審査)
労働情勢に関する調査の件(一般労働問題に関する件)

○委員長(阿具根登君) 委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。三月五日付をもって秋山長造君が辞任し、その補欠として松澤靖介君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) 職業訓練法案を議題といたします。提案理由の説明を願います。
○國務大臣(石田博英君) ただいま議題になりました職業訓練法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近、産業界におきましては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴って、技能労働者の確保が強く要請されて参つて居るものであります。労働市場の現状を見ますに、約五十万に及ぶ完全失業者と多くの不完全就業

者がかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用と生産の両面における隘路ともなっている実情であります。

また、労働者の技能水準の向上は職業の安定、労働者の地位の向上とともに産業の振興の基礎をなすものであります。このために必要な職業訓練の諸制度について見ますと、一部のものを除いては、必ずしも十分とは言いがたく、なかんずくわが国の産業構造上、重要な地位を占める中小企業において著しく低調に終始している現状にあるのであります。この点、欧米諸国におきましては、職能組合等の発達と相俟って、つとに職業訓練及び技能検定の制度が確立されており、政府及び民間においても、技能労働者の養成確保のために多大の努力が払われているのであります。これに比較いたしますと、わが国の現状は著しく立ちおくれて居ると言わざるを得ないのであります。最近、科学技術教育の振興が叫ばれておりますが、産業の進歩発展のためには、科学技術教育と並んで、労働者の技能を向上させるための職業訓練を系統的に行うことによつて、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保をはかることが緊急の要務と考へるべきであります。

労働省におきましては、従来職業安定法に基き、求職者に対する職業指導を行う一方、労働基準法によつて、事業主が行う技能者養成の指導援助を行なつて参つたのであります。以上の諸

実情にかんがみ、この際、これらの諸制度について再検討を加えて、職業訓練を一そう充実させるとともに、さらに技能検定制度を設けて労働者の技能水準の向上をはかる等により、総合的な職業訓練制度を確立する必要を痛感するに至つたのであります。このため、さきに閣議決定に基いて設置されました臨時職業訓練制度審議会の答申を十分尊重し、その意見に基いて、所要の規定を整備することとし、この法律案を提出することとしたしたのであります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。
まず第一に、職業訓練法の目的として以上申し上げました趣旨を規定いたしますとともに、公共の機関が行う職業訓練と事業主の行う職業訓練とが、系統的に実施されること及び職業訓練と学校教育等との密接な連係をはかることを明らかにすることとしたのであります。

第二に、公共の機関が行う職業訓練につきましましては、現下の雇用及び失業の情勢に対処し、無技能労働者に対して訓練を行うことによつてその就職の促進をはかることと、事業主の行う職業訓練に対する援助を積極的に行う趣旨のもとに、都道府県が設置する一般職業訓練所及び労働福祉事業団が設置する総合職業訓練所等において行う職業訓練に関する事項について必要な規定を設けることとしたのであります。

次に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業訓練につきましては、国及び都道府県が積極的に必要な援助を行うよう努める旨を規定するとともに、職業訓練に関する合理的かつ効果的な基準を設けて、職業訓練の効果をも最大限に確保せしめることとしたのであります。

特に中小企業に対しましては、その職業訓練が円滑に行われるように共同職業訓練の方式を認め、かつ積極的にこれを助成することとしたのであります。

第四に、職業訓練指導員につきましては、その資質のいかんは職業訓練の成果を左右する重要な要素であることにかんがみまして、これに関する免許及び試験制度を定め、職業訓練指導員の資質の向上をはかることとしたのであります。

第五に、諸外国における職業訓練制度の例にならつて、職業訓練を修了した者を中心として労働者の技能の検定を行うことによつて、その技能の向上に資することとしたのであります。

技能検定は、二つの級に分けて、実技試験及び学科試験によつて行ふこととし、技能検定に合格した者は技能士と称することができるとなど、技能検定について必要な規定を設けるとしたのであります。

以上のほか、労働省及び都道府県に設置する職業訓練審議会に関する事項について規定を設けるとともに、職業訓練及び技能検定に関する行政を一元的に行使するため、労働省に職業訓練

部を設置することとし、これに伴う労働省設置法の改正、その他この法律の制定に伴う経過措置、並びに他の法律との調整等について、所要の規定を設けることとしたのであります。

以上、この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 本案の質疑は次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

○委員長(阿具根登君) 速記を起して。

○委員長(阿具根登君) 次に労働情勢に関する調査の一環として一般労働問題に関する件を議題といたします。

まずILOの問題について質疑を願います。

○藤田藤太郎君 ILOの関係については、少しこの前にもお聞きしたのですけれども、きょうはILOと日本との関係、それからILO機関の問題、政府との関係、こういう点についてお聞きをしてみたいと思うのです。

第一にお聞きしたいことは、今のILOと日本との関係については、今年が四十一回の総会をやるというほど、非常に歴史的な意義をもち貢献を世界にしていると思うのです。そこでILOの規律をつけるのは、何と言つても憲章と一九四四年のフィデリアア宣言だと思ひます。その憲章や宣言を讀

んでみると、加盟国には相当な義務と責任が課せられておるようになっている。そういう立場から、このILOの条約、勧告、決議という段階がありまされども、条約、勧告にはおのずから規律がつけられておるわけでありまして、また日本から考えてみまして、ILOの協力態勢というものをまず第一に大筋に政府としてはどう考えておられるか、それを先にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) ILOの精神及びその憲章の尊重ということ、これは言うまでもなく政府は労働政策の基本と考えておるわけでありまして、従つてあつての限りすみやかに批准し得べきものは、批准をすべきものと思ひ、また直ちにないし得ざるものについては、なし得るような努力をして行かなければならぬと思つております。正直に申し上げて今まで完全に遺憾なくその検討をしてきたかと申しますと、やはり政府側として反省すべき余地が相当残つておると思ひますので、ただいまその条約の中で、日本に關係があつて、まだ批准を行なつていない案件が約五十件くらいあると思ひますが、それについて至急所要の機関を設けて検討を加えて行きたい、こう考えておるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 私はなぜそういうことをお聞きしたかという、日本とILOとの關係は、一九一九年から三八年に日本が脱退するまで、正規の代表を送つてこの協力關係が保たれておる。また戦後早急にこれへ加盟するたに努力が払われて、五一年には正式に加盟が許された。五四年には主要産業理事國として日本が常任理事國として

の地位を、ILOに八十幾つ参加している國の中で、持つようになつて参りました。そうならばなるほど、私は日本の國の責任というものは非常に重大である。だから八十幾つの中で少くとも常任理事國という地位にある國は、率先してあの条約、勧告、または憲章、宣言というものの意に沿つよう一日も抜かずに努力するといふこと、私はこの關係の意義があると思ひます。ところが今労働大臣は非常に率直に申されましたけれども、今日までに見るべきことがされてない、こ

ういう工合に私は非常に遺憾に思つておりますので、その点を労働大臣にお聞きしたわけなんです。だから私は具体的に今労働大臣はどうやって検討して行くのだといふことをおしやいましたけれども、どういふ形でそれじやこの精神や条約、勧告の批准の促進、または批准に至らないまでの内容の問題について、国内の行政上の整備をして行く、こういうことが起きてきやうと思ひますけれども、その点についてはどういふふう具体的にやりになりますか。

○国務大臣(石田博英君) これは私どもの役所に直接關係ありますのが、五十件ばかりの中で約三十件ばかり直接關係があるのだと思ひます。あと二十件は他の官庁の所管に属するものが多い。これを私どもの方の關係だけは、私どもの方の役所の中で機関を設けて検討をするとか、あるいはILOの条約全部をひくくするめつた検討の方法を講ずるか、この結論はまだ私どもは得ておりませんけれども、まあ私の今の構想としては、幸いに労働省に労働問題懇談会がございます。そこに今の

団結の自由についての条約の小委員會は設けられておりますが、それだけではなくて、他のものも包含して御検討を願うようなものを設けるのがどうか。今のところそう思つておりますけれども、他の官庁の所管に属するものとの關係等について、今折衝をさしております段階でございます。

○藤田藤太郎君 私はその厚生省の關係に、社会保障の關係とまだほかにもありますけれども、問題にして摘出するのは四十八号の社会保障の制度の問題と、百二号に社会保障一般の條約があるわけなんです。この問題について厚生省のこの間大臣以下がおいでになつたとき、私はお聞きしたんですけれども、ほとんど関心がないう以外にわれわれ解釈できないような態度に出られた。私はやはり今労働大臣が五十件のうち三十件は労働省の管轄だとおしやいましたけれども、ILOの關係という、行政上の主管省は労働省だと思ひます。だから労働省が今のようなたとえば社会保障の關係で厚生省が直接多く關係ある問題でも、厚生省はほとんど無関心の状態にある。だからむしろ労働省として自分の關係は云云じやなしに、このILOの關係というものは、やはり労働省が責任をもつて処理するといふ立場を推し進めない限り、これは具体化しないのじやないか、私はそう感ずる。そういう点から問題も少しお聞きしておきたい。

○国務大臣(石田博英君) そのつもりでおるわけなんです。そのつもりでおりますけれども、事実問題として他の官庁と關係があるところがあるのですから、それと何の連絡もなしにやるわけにいかないの、インシアはとるつ

もりでありますし、推進力にもなるつもりであります。

○藤田藤太郎君 そこで戦後ILO活動というものが國際的にも國內的にも非常に意義を持つものである、だからそういう立場からILOを普及しようとするILO協会という形のものできて、ILOの普及宣伝、國民に理解していただくための活動というものが行われてきたことは、私が申し上げるまでもないと思ひます。そこで最近のILOの普及宣伝、國民に対する理解の問題を見てみますと、私は非常に労働省の關係、また他の面の關係からいつても、普及宣伝という問題がだんだんとワグが縮められておるような感じがする。だから労働省としてはILO協会の活動についてどういふ工合にお考えになつておられるか。

○国務大臣(石田博英君) 冒頭にも申し上げました通り、政府はILOの憲章及びその精神を尊重していく建前でありまして、ILOの仕事を普及宣伝をしていただく協会の活動には、大きな期待を持つておるわけでありまして、それから政府自体としては、ILOだけではございませんが、労働問題一般についての調査研究及び國民に対する理解を深めるための機関として、今次國會に日本労働協会法案を提案しておるというわけでありまして。

○藤田藤太郎君 それじやILO協会に、どのような支援と便宜をお与えになつておるわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 官房長から具体的な問題をお答えいたします。

○政府委員(渡谷直藏君) ただいまのお尋ねの件でございますが、ILOの協会は純然たる民間の団体でございます

して、労働省として特に補助金を交付するというような援助の措置はとっておりません。ただ実際上の問題といたしまして、ILO協会の発行しております雑誌がございます。これを労働省が若干の部数を買上げておるといふ程度の援助にとどまっておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　そこで私はILO協会の問題を先にお尋ねしておきたいと思ふのです。ILO協会というのは、政府の指導と申しましようか、私は指導といつてもいいと思ふのです。ILOを国民に普及するために、ILO協会は民間団体といひましても単なる民間団体じゃない、むしろ労働、政府が一体となつて国民の世論をまき起し、再加盟をするための運動をやつてきた私は推進力の一環大いい母体であつたと、その理解をいたしております。で、そういうものが単に民間団体だから云々といふことではない、そこで最近のILO協会の情勢を見てみますと、団体や使用者がこれから一切脱退をしていくという現状にあるわけでございます。私の聞くところによりますれば、使用者の脱退の理由というのは、ILOの中で要するに条約、勧告が決議され、そういうものに自分が反対をしてゐるから、このILOの普及活動に参加することは自分のマイナスイツだ。これは民主的に政府が、労働省が、一での世界の国々が民主的なルールに従つてものをきめてゐる。きめていたものの決議や勧告を各国が尊重していつてこそ、私はILOの役割や意義といふものがあると思ふのです。ところがそれにたまたま自分らが反対をしても、多数できめられるような場合があるから、ILOの根本的な問題の普及、理解さす問題にすら、これには参加しないという工合に反対の理由が言われてゐると私は聞いてゐる。この点は労働省はどう見ておられるか、こういうことではないのかどうかということをお聞きしたい。

○政府委員(鎌谷直藏君)　ただいまの件でございますが、日経連はあなたも御指摘のように当初ILO協会の参画しておりました、その後脱退をしたのでございますが、その脱退の理由としては国際労働条約の批准されるということがあるので、その障害となるので、ILO協会の参画しておることは反対であるという理由ではないのでございまして、日経連としましては、使用者としてその立場からILOの普及、宣伝にはもちろん協力する。現にILO協会で発行しております雑誌の購入等につきましても、それぞれの日経連の地方の支局におきまして、購入その他で協力をいたしておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　官房長はさうおっしゃいますけれども、ILO協会の運営というものは、単に雑誌を出してゐるだけでは私はないと思ふ。これは労働、政府が一体となつてこのILOの普及宣伝、国民に理解させるために一体となつて進んできた。今になつて労働省のつかんでおられる理由をおっしゃいましたけれども、出さしてきて今日ILOに日本が加盟するとともに、単にその資料の一部を買つていただけで協力普及になるであらうまいか。私は非常に疑問に思ふのです。予算の処置からいつても政府は六千何百万円で、ちよつと今数字を持っております。

せんが、相当多額なILOに対する年分損金を出してゐる。私は、やはり憲章や宣言、ILOの活動精神に基いて日本が協力をしていくのが建前だと思ふのです。ところが今の協会の活動というのは、ほんとうに狭いところに限られてゐるわけでありま。それが単に資料の一部を買つてゐるからそれで普及をやつてゐるとは常識的に考えられない。なぜこの協会の脱退したかという問題は、私は聞くところによれば、ということをお聞き上げましたけれども、そういうところをねらいがあるか、労働行政の立場からいひましようか、労働行政の立場からいひましようかといふことを私はお尋ねをしてゐる。

○国務大臣(石田博英君)　日経連がILO協会の脱退してゐるということ、これはやはり労働者側、使用者側がそれぞれ独自の立場で参加されておることなので、そのこと自体に政府はどう干渉するか、どういふ指導をするかといふことではないと思ひます。しかしながらさういふ状態は好ましくない。好ましい状態ではないといふことは認めます。よつてさういふ状態を改善するために実情を調査し、主張の相違点なら相違点といふようなものについての調整を行なつて、望ましい状態にもつてくるようにいたしたいと考えております。

○藤田藤太郎君　わかりました。それはさういふ工合に調整して、本来の姿に戻すように労働省としては努力をしようといふお考えなんですね。

○国務大臣(石田博英君)　現在の状態が望ましくない以上は、望ましいようにするのが役所の責任であると思ひます。

○藤田藤太郎君　その次は、今のILOの協会が出してゐるのがまあ日本国民に対する玄関口、支局の文庫もありま。そのILOの東京支局にILO協会が出してゐるのしか、私はILOに関する文庫や宣伝活動といふものは行われてゐないと思ひま。労働省は国として労働行政の立場からこれに援助するか、協力するかの場合もありま。また労働者自身があればならぬことが、たくさん私はILOに関してあると思ふのでありますけれども、そういう点はおやりにない。この点は非常に残念だと思ふのであります。今後どういふ工合におやりになるつもりですか。それを聞かせてください。

○国務大臣(石田博英君)　さつきから申し上げております通り、私は単にILOの問題だけでなく、日本における労働問題についての使用者側、あるいは労働者側、一般国民といふものが著しくその後進的な要素が強いように思ひます。その中でやはりILOの精神、やり方に対する世間の無理解といふこともあげられると思ひますので、先ほどから申し上げておりますように、このたび政府では日本労働協会といふものの設置の提案をいたしまして、その中で政府としてはやつていただくことを期待したい、こう思つてゐるわけでございます。

○藤田藤太郎君　まあ政府のお考えがさういふことにあることで、私たちはまあ協会の問題は非常に重要な問題でございますから、これにまあ触れたくはございません。

そこで今のILO東京支局が活動を行なつてゐるんですけれども、これは

まあ国連の一つのILOの機関ですけれども、この東京支局に対してどういう援助と便宜をお与えになっておりますか、それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(森谷直蔵君) これは御承知のようにILOの東京支局でございますので、労働省としては何ら援助の措置は講じておりません。独立の機関でございます。

○藤田藤太郎君 そうすると何ですか、たとえば活動をするに對する利便をはかつてやるとか、お世話をするということとは、一切独立した機関としてやっておるわけですか。

○政府委員(森谷直蔵君) 私の説明が多少不十分であつたかと思ひます。これは当然ILOの東京の支局でございます。つまり、わが日本がILOに加盟してありまして、ことに十大産業國の一つとして、理事國として就任いたしておるのでございますから、当然この東京支局がいろいろな国内において活動をする便宜はこれははかつておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そこでILOの条約、勧告というものが、具体的な問題に入りまされども、行われた場合には、権限のある機関に一年以内に諮らなければならぬ、最終的でも十八カ月以内にはこの処置をしなければならぬという工合に明記をされておると思ふ。だから私は、戦前のやつはまずおきまして、五一年以降日本が正式に加盟してからのあとで定められた条約、勧告について、国会とか、権限ある機関といった国会だと思ふんですけれども、どういふ手続をおやりになっておるか、これをお聞きしておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 国会に対し

て決議の書類に議案を添えて提出をいたしております。しかしこれはそれだけの処置で私は十分だとは思ひておりませんので、あれはいつごろでしか、ちよつと日時は忘れましてけれども、これからはそれに対する政府の見解、その他必要な書類を添えて明確な手続をとるようという方針を指示いたしております。

○藤田藤太郎君 そうすると、今後は明確に、今労働大臣がおっしゃったような形でこの処置をするとおっしゃるわけですね。

○国務大臣(石田博英君) そうでございます。

○藤田藤太郎君 そこで条約、勧告については、一年間または最大十八カ月の間に、批准をしたら批准をしたという事務局長に対して報告をする義務がある。そうしてまた理事會や總會で、ILO自身で確認する手続があるわけなんです。その条約、勧告の五一年以降批准をされてない問題については、かくかくの事情で国内法に照らしてまたは云々、という報告を出さなければならぬと思ふのです。これはお出しになっておるんだと思ひますがどうですか。

○政府委員(森谷直蔵君) ただいまの件につきまして成規の手続をとっております。報告を出しております。

○藤田藤太郎君 そうすると、その五一年以後の今日までの手続をとられ、事務局長にお出しになった書類、この書類は国会では今までわれわれは見えていない、この国会に全部お出しを願えますか。

○国務大臣(石田博英君) 提出いたします。

○藤田藤太郎君 それでは非常に古

い話になって恐縮ですけれども、戦前のいわゆる一九一九年から一九三八年までの日本がILOを脱退するまでの関係について、どういふ関係を持っていたか、または条約、勧告の批准の手続はどういふふうに行つてきたか、その他の日本とILOとの関係について一つ御説明を願ひたい。

○説明員(宮本一朗君) 十九条で要求されております義務は、その年の總會におきまして採択になりました条約及び勧告につきまして、権限ある機関に提出する、かようになっております。従ひましてこの解釈をいたしましては、国会にその状況を報告すること、それに、それを國會自身の権限の中におきましていろいろ措置されるために、権限ある機関に提出すると、かような解釈になっておりました。批准するかしなにかということとは全然無関係でございます。批准いたしました場合は、政府が批准の承認を國會に求める、かような手続に相なるわけでございます。

それで従ひましてその年度に加盟したておりました、しかもそのときの總會において採択になりました条約及び勧告を、一年ないし一年半以内に権限ある機関に提出する、かようになつておりました。厳密な解釈から参りますならば、脱退中のものにつきましては、そのときに出ておりませんので、従つてその年の總會において採択になりました分を、二年あるいは一年半以内に権限ある機関に提出すると、こういう義務はないかと考えられます。従ひまして、脱退中のものにつきましては、その一年ないし一年半に権限ある機関に提出することができない、かようなことにならうかと思ひます。もつ

とも日本といひましては、脱退中におきまして採択になりました条約におきまして、これを批准できるかできないかという点につきまして検討を加へまして、現に脱退中の条約につきましては六つでございますか、これを批准したてしております。従ひまして批准の対象には考えますけれども、國會提出への手続という義務のもとにおいて、多少意味が異なつて参るかと考えております。

○藤田藤太郎君 そのILOに關係を持つ以上は一切の条約、勧告について権限ある機関に諮るといふ手続をしてきたと、私の尋ねておるのは一九九から三八年までの間の、政府がどういふ工合にして取り扱つてきたかということをお聞きいたします。

○政府委員(森谷直蔵君) その点につきまして戦前の処理状況を申し上げますと、當時の所管省は内務省社会局であつたわけでございますが、ここで条約の内容を検討いたしまして、その採否の態度を決定して閣議にかけまして、閣議の決定を上奏して樞密院の批准を仰いだのでございます。これが戦前の処理状況でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、労働大臣がおられなくなつて非常に残念なんですけれども、たとえばこの憲章を見ても、まず、その条約の批准ができない問題について、同じ責任をもつてこの處理に當るといふことが新しい憲章の中で生れてきておると思ふのです。そういう格好になれば、比々それにILOで定められた条約、勧告に対してその適法になるように国内法を改めていかなければならぬといふ義務が、ILOに加盟している國としては私は今日

あると思ひます。そういうことになつてくると、今日いろいろの問題を起している、たとえば最低賃金とか、または団結権に關する問題、こういう問題については相當長い期間があるけれども、今までの間そのまゝの状態に置かれておるといふことは非常に残念なこと、どういふ工合にして、この問題との關係において、国内法の問題を直すために努力をされたか、それを聞きたい。

○政府委員(森谷直蔵君) ILOで採択されました条約を批准するにつきましては、加盟國として當然道義上の責任は持つておると思ひます。ただし、この憲章ではつきり書いてございまして、採択されました条約の批准について、憲章上の義務は課しておらないのでございます。その当該の國の国内の事情等によりまして、完全なる自主性を持つて、その批准をすべきであるかどうかということを決するといふのが、憲章上の建前でございます。ただし、ただいま申し上げましたようにILOの加盟國といひましたのは、積極的に、この採択されました条約を批准するように努力するのは当然でございます。この点につきましては、先ほど労働大臣から明確に御答弁申し上げましたように、政府特に労働省におきましては、今後未批准の条約が労働省關係につきましては、三十一件あるわけでございますが、これを逐次検討いたしまして、できるだけ批准の方向に向かつて努力して参りたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○藤田藤太郎君 その問題を一応おきまして、外務省の方がお見えになつて

まり成績が悪くないようにしたいということを念願しており、国内的には労働省の御検討に従いまして、そして種種連絡をしておるわけでございますけれども、内容的の問題につきましては、外務省としては極限もございまして、十分な知識を持っていないのが実情でありますので、国内的関係はあまり意見を持っていない。日本といたしましては、たしか百二十七ありまする関係の条約のうち、日本は二十四批准をいたしております。それで全体の各国の平均が二十二でありまするから、まず平均よりは少し上っております。

国をあげてILOに再加盟をしようとして努力をして、加盟が認められて、一九五四年には十大産業国として、常任理事国として日本がその地位を占めている。単に数とか成績云々という問題でなしに、ここでもいうことが行われ、どういうことが決議され、そうしてその精神や具体的なもの、そうして国民労働保護を主としておりますけれども、国内の行政に反映をさせ、どうして国民を守っていくかというの精神を貫かなければ、私はILOに加盟している意義はないと思うのです。六千万円以上毎年日本国は負担をしている

では努力をしている。日本は、私は欧米並みの大工業国だ、近代国家だと思っている。まだまだ足りない面はみえなけりゃならない。もっともっと進めなければならぬ。これは申し上げるまでもありませんけれども、そういう立場における日本が率先して、この憲章の意義、ILOの精神というものを生かしていくために、私は文部省としてはがんばってもらわなければならぬと思うのです。だからその点について、先のことほまだわかりませんか、どういう工合にそれではやっていますか、という考え方がるかお答え願ひ

を推進しようとしているのか、この点について、待っているのか、推進をしているのか、推進をするということならば、どういふふうな手続をとって具体的に推進をしているのか、その辺を一つ明確に教えてほしい。

○政府委員（宮崎宣君） 外務省といったしましては、この内容的にいろいろタッチいたしております。従いまして条約批准の推進につきましても、こういう内容だから、これで日本はのんで批准したらいいじゃないか、そういうような意見を申し出るということはございませんのが実情でございます。

本ほんの国くには高たかめておおく、國際間の信用を高めたかめような点てんにおおいて、外務省がいぶしやうといいはる役所やくしよがこれこれを任務にんむとするならば、やはり条約じやうやくの批准等たしうんどうについては、積極的じきききに熱意ねつゐを示すべきだと私は思おもう。そうううに觀点くわんてんからするなら、それがたとたとは労働省らうどんしやうの所管しよくわんであらうとも、あるいは厚生省こうじんしやうその他の所管しよくわんであらうとも、その批准たしうんできるかできないかの決定けつぎんを早はやにするなり、その内容ないようについての検討けんきうをその担当たうたうの官庁くわんていが積極的じきききにするようになし、内容ないようの批判ひはんではなくて、早期檢討きそきんたう、批准たしうんをし得る態勢たいせいを早く整ととのえるよ

うに、外務省としては積極的に推進すべきじゃないかと私は思うのですが、それをただ、その内容の知識がないから、あるいは批判はすべきじゃないからという事で、消極的な態度をとっておられたのでは、現に今藤田君から質問されているように、日本の国としては、日本の現在置かれてる立場からみて、非常な不満足な状態にあると私もは考えられるのだが、それをただ、たしか日本は、条約を批准しているのは二十四国で、それとにか

うに、外務省としては積極的に推進すべきじゃないかと私は思うのですが、それをただ、その内容の知識がないから、あるいは批判はすべきじゃないからという事で、消極的な態度をとっておられたのでは、現に今藤田君から質問されているように、日本の国としては、日本の現在置かれてる立場からみて、非常な不満足な状態にあると私もは考えられるのだが、それをただ、たしか日本は、条約を批准しているのは二十四国で、それとにか

くその数からいえばということをおっしゃる。しかしそれは数ではなくて、こういう場合には私は条約の内容についてはやはり終始検討を加えて、外務省としては、国際信義の立場から、もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

もつと積極的に批准推進を行うべきじゃないか、だからその案件の数じゃなくて、あくまでもその批准の推進をもつと積極的に進めるべきじゃないかと思うのだが、そういうことは今まで

として、そういう熱意を示しておるわけでありまして。○片岡文重君 関連質問ですから、そう長くお尋ねするのでもうかと思うのですが、文書やなんかでやるわけじゃないとおっしゃるのだが、これは文書でなくともいいでしょう。いいでしょうが、従来の事実、たとえば会議が

プ・レーバーという関係においてボーイコットをされるような状況にある。私はそう考へてみると、いかに世界の各国が、労働保護や人権尊重の立場からものを考へているかということがにじみ出ていると思うのです。

ことだと考へております。しかしチープ・レーバーということにつきまして、いろいろ外国においても必ずしも正しくみない場合もあります。その中で、そういう場合には、十分資料を提

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

私ども、二回国際会議に参りましたけれども、やはり国内労働者の保護、人権尊重というものが、国際貿易に影響、関係なしとはどうしても考へられない。私は外務省の方もそういう工合

輸出貿易、経済全般あるいは対外関係全般に影響があるというお説につきまして、われわれも、生活程度の向上ということを希望してゐるわけでありまして。

うして労働者の生活を守るかというところで実施をしております。ニュージランドやオーストラリアはもつと、五十年から歴史はたちますけれども、私は、そういう問題が、日本の国内経済との関係なしとはみられない。これは、このILOの直接担当の行政部で

ある労働省との関係において、このILOの条約その他の関係は明らかにありますけれども、私は、やはり国の外交全体をあくまでおられる外務省として、こういう問題は、総合的に、

国民をして日本の経済活動が十分理解できるような立場からいっても、この問題には無関心であつてもいい。だから、積極的にこの問題は、私のチープ・レーバーの問題については御賛成いただきまして、ぜひこの問題については促進をしていただきたい。こういうことだけを外務省にお願

いをしていただきまして、外務省との関係は、一応これで終わります。そこで問題は、労働省との関係なんですけれども、国際労働条約検討委員会というものが一時作られたが、今それはどうなつておるのですか。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 御質問の特別委員会が設置されたという点は、私も承知いたしております。それはあまりにも認識不足じゃないかと私は思ふ。国際労働条約検討委員会というものが、りっぱな報告書を出しているじゃないですか。

○藤田藤太郎君 知らない、それはあまりにも認識不足じゃないかと私は思ふ。国際労働条約検討委員会というものが、りっぱな報告書を出しているじゃないですか。

○藤田藤太郎君 知らない、それはあまりにも認識不足じゃないかと私は思ふ。国際労働条約検討委員会というものが、りっぱな報告書を出しているじゃないですか。

○藤田藤太郎君 知らない、それはあまりにも認識不足じゃないかと私は思ふ。国際労働条約検討委員会というものが、りっぱな報告書を出しているじゃないですか。

○藤田藤太郎君 知らない、それはあまりにも認識不足じゃないかと私は思ふ。国際労働条約検討委員会というものが、りっぱな報告書を出しているじゃないですか。

知いたしております。

○藤田藤太郎君　そうですか。そうするとILOの協会の中で、この条約検討委員会というのができた。それじゃこのILO協会の中にできた国際労働条約検討委員会というのは、これは二十九年でずから一九五四年ですか、そのときにこの百二号の結論について報告書を出している、社会保障一般について。だからこの中には労働、賃金、公益という三者構成で活動が行われている。だからこれに、労働行政を担当する労働省は、無関心であるということに言えぬでしょう。

○説明員(宮本一朗君)　当時の模様はつまびらかにいたしません。役所は関係いたしておられぬと思ひます。ただ当時におきまして、そういったものが民間にできまして、役所がこれをどう扱ったかということ、ただいま私詳しく存じておりませんが、そのうちと調べることにいたしますが、その当時役所がどう扱ったか、この点不明でございます。

○藤田藤太郎君　きょうこれも私が先ほど質問を申し上げましたように、ILOの国内普及理解をするための一つの委員会として、労働省はこれに對して資料をやるか、便宜をはかつておられたかと思ひます。今知らぬようなことを言われたけれども、事実労働省、行政府としてはこれに便宜を与えたり、御支援をされておったと思ひます。これが二十九年ILOに加盟するための一つの工作として行われたのかどうか、一般からみればそう思ひます。加盟してしまつて、
〔理事山下義信君退席、委員長着席〕

十大産業國の理事國になつてしまつたら、こんなものはどこへいったかわからぬという、こういう一つの例も今あるのです。だから私はそのところをお尋ねしてゐるのです。労働大臣におつていただいて、具体的な問題のときに私は聞きたかつたのだけれども、おらぬようになりましてから、皆さん方にお尋ねをするのです。こういうものを作つて、各条約ごとに検討するといふ、こういう具体的な活動が行われなければ、この報告書といふものは全に流れぬでしょう。そういう立場といふものが、積極的に行へない限りは、いかにやるやうと云つてみたところで、何にもやつてないと思つたとしても、私はしようがないと思つたのです。それを聞いてゐるのです。これは一つよく調べて、どういふ活動をしてゐるかといふこと、どういふ工合になつてゐるか、それから労働大臣がさつき言われた、一般行政の中の今後やつてゆくといふものとあわせて、結論を出していただきたいと思つたのです。

で、私はそこで問題は、この条約の本論に少し入つてゆきたいと思つたのです。今問題はたくさんあります。これはたくさんありますけれども、今問題になつてゐるのは、団結権の問題、それから最低賃金の問題、労働時間の問題、休暇の問題、こういう形

で、日本の労働者にどういふ影響をさるかといふ問題の抽出が、私はまずできると思ふ。いずれ労働省は問題のあるやつは順次出してこれといふことで、それから、私たちは順次各条について皆さん方に出しまして、そうしてまた国会に手続をするといひます。が、労働省は協力してくれるものと私は期待いたしておりますけれども、さしあ

つたつてこの団結権の問題、賃金関係の問題、休暇の問題、労働時間の問題、これはILOの条約でどうなつてゐるかといふ説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君)　今の御質問の中の、労政局所管の八十七号の結社の自由及び団結権の擁護に関する問題、この問題につきましては国内法との関係における問題点につきまして御説明申し上げます。

この条約につきましては、先ほど大臣からも御説明がございました。たゞいま労働問題懇談会の小委員会におきまして、国内法との関係の問題の調査を進めておる次第でございます。従ひまして、私としまして結論的なことを申し上げかねるものでございます。が、一応事務的に検討いたしました問題点を申し上げます。

一条はこれは問題がないのでござい

ますが、二条が労働者、使用者団体の自由設立と自由加入の原則につきまして規定をいたしております。この中で問題はございまして、自由設立の方は、これは一応憲法の上から申ししましても認められておるところでございまして、その範囲につきましては若干問題がございするが、一応問題ないと思ひます。ただその中で、自由加入の問題につきましては、国家公務員法あるいは地方公務員法で、国家公務員並びに地方公務員につきまして若干の問題点がございする。あるいは公労法第四條の第三項で、三公社五現業の職員

について問題点がございする。また、地方公企体労働関係法第五條三項にお

きまして、同じように地方公営企業

の職員につきまして問題点があるの

でございます。これが第二條のおもな問題点でございます。

それから第三條は、労働者団体及び使用者団体の活動の自由を保障する規定でございます。代表者を選び、その管理及び活動を定め、並びにその計画を立案する権利を有する。とい

うような規定でございますが、この中で問題がございするものは、代表者を自由に選べる、完全な自由のもとに代表者を選ぶといふ点につきまして、先ほど申しました公労法の四條三項で、三公社五現業の職員につきましても問題点がございする。同じように地方公営企業関係の職員につきましても、同じような問題点があるわけでございする。

第四條は、これら労働者の団体、使用者団体の解散の禁止と、活動の停止の禁止を規定したものでございまして、これにつきましては、国家公務員につきましても登録制度が御承知の通りでございます。登録を受けなければ当局をして交渉に応じさせる権限を持たない、発生しないというのでございまして、この登録の取り消しの規定に該當し、取り消されまるとその団体の法人設立の認可が取り消しがあつたものとするという規定がございする。この条項が若干四條についてひつかかるのではないかと。同じように、地方公務員につきましても同じような趣旨で若干問題点があつたかと思ひます。それから第五條は連合体の結成の自由でございますが、すなわち、労働者団体、使用者団体は自由に連合あるいは同盟を設立させることができる権利

を有するといふことでございまして、これにつきましても、先ほど申し上げました公労法の四條三項の問題の中で、特に三公社五現業につきましても連合体が、四條三項の規定によつて認められていないのでございする。その企業だけの組合しか認められていないといふ問題と、それから職員に限定されるという問題がございする。同じく地方公営企業労働関係法につきましてもございする。それから国家公務員法、地方公務員法におきましても、同じような制限が加えられておりますので、こういうところに問題点があると思ひます。

第六條は問題点はないと思ひます。第七條におきましては、法人格の取得に對しまして、条約の二條、三條、四條の規定の適用を制限するやうな性質の条件をつけてはならないといふ規定でございますが、これにつきましては、国家公務員並びに地方公務員につきましても、先ほど申し上げました登録との関係におきまして、若干の問題点がございする。

第八條は問題点はないと思ひます。第九條におきまして、条約ではこの条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範圍は、国内の法令で定めらる。といふふうに、一応除外をいたしておりますが、日本の国内法におきましては、自衛隊法の六十四條におきまして、自衛隊の団結権が禁止されてゐる。あるいは国家公務員法の九十八條によりまして、警察職員、消防職員、特に監獄において勤務する職員の団結権が禁止されてゐる。あるいは地方公務員法五十二條の第四項におきまして、警察、消防職員の団結権が禁止さ

れているというようなことで、この中で警察並びに軍隊に該当するものは条約の適用を受けませんから差しつかえないとして、消防あるいは海上保安庁の職員、あるいは監獄職員というようなものが、これに該当するかしなにかという問題があるかと思ひます。

あと十條、十一條等につきましては、問題点はございません。

以上が大体国内法との関係において問題のある点でございます。

○政府委員(渡谷直藏君) 審議の便宜のためにたゞいま労働条約関係資料をお配りいたしましたのでございますが、これにつきまして簡単に御説明を申し上げたいと思ひます。

第一ページでございますが、ここにILO条約のわが国における批准の全体の状況をつまびらかにいたしてございます。条約総数が一番上から二番目の欄にございまして、総計が百七でございまして、わが国の批准したものがその次の欄にございまして、二十四。新条約によって改正されたもの、従つて、新条約に吸収された形になったものが十四。現在まだ発効してないものが九。わが国に關係のないものが八。以上のような状況でございます。わが国として、いまだ批准してないものの総数が五十二でございます。それでこの五十二のうちには、この表にも出ておりますように、船員關係が七、社会保障關係が十三という工合に、労働省に直接關係のない条約も含まれております。従ひまして、これらのものを除いて、労働省プロハーマーのもの、それから社会保障關係中労働省にも關係のあるものを含めまして四十三条約をそれ以下にずっと列挙いたし

ている次第でございます。

二ページをさらういただきますと、最初に条約名を掲げまして、その下の欄に採択の年月日、それから当該条約に対する批准国の数をその次の欄に書いてございまして、それから一番下の欄に、わが国がその条約を批准しておらないおもな理由を掲げてございまして、審議の御参考にしていただきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) たゞいま御質問のありました最低賃金、労働時間、それから休暇關係の問題点について御説明を申し上げます。

まず最低賃金でございますが、これは御承知のとおり、第二十六号条約によつて「最低賃金決定制度の創設に關する条約」が採択されております。それから第九十九号として「農業における最低賃金決定制度に關する条約」が採択されております。これら二つの条約は、その第一條にもありますように、「団体協約その他の方法に依る賃金の有効なる規律の爲の施設せず且賃金が例外的に低廉なる若干の職業又は職業の部分に於て使用せらるる労働者の爲、最低賃金を決定し得る爲の制度を創設し又は維持することを約す。」ものでございまして、この二つの条約につきましては、目下国会に提案してあります最低賃金法案が成立の暁には、批准が可能であるわけでございます。

それから次に労働時間につきましては、第一号の「工業的企業に於ける労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する条約」、同時に第三十号、商業及事務所に於ける労働時間の規律に關する条約、これを初めといたしまし

て、労働時間關係の条約があるわけでございますが、その最初の基本となります第一号と第三十号の条約と、わが国の労働基準法との關係を申し上げますと、この二つの条約は、対象は異つておりますが、その原則は、大体次のようなものでございまして、すなわち、一日八時間かつ一週四十八時間制度をとるということと、権限ある機關が認めた場合あるいは労働者が協定した場合におきましては、一週四十八時間のワーク内で一日九時間まで労働することができるといふことと、それから時間外労働につきましては、業務繁忙等の事由を限定いたしまして、かつ最高限を設けた上で、その時間外労働を許容することとを定めておるわけでございます。これに對しまして、わが国労働基準法は、一日八時間、一週四十八時間の原則では同じでございますが、御承知のごとく労働協約がありした場合におきまして、その届出があれば、時間の制限なしに時間外労働を認めておるわけでございます。この点が抵触するわけでございます。ただその反對に、たとえば労働基準法におきましては、年少者につきましては相当時間外労働の制限規定を設けておりますと同時に、休憩の点につきましては、最低限の労働時間に対しましては、最低限の休憩を与えなければならぬという規定があるわけでございます。この点におきましては、この二つの労働条約よりも上回つておるわけでございますが、いづれにいたしましても、たゞいまの労働協定によつて届け出た場合には、事由を問わず、かつ最高限を規定することなしに時間延長が認められるという点で、この國際條約に抵触し

ております。批准は困難であると考えます。それから、そのほかのいろいろなこのお手元に差し上げてあります労働時間に関する条約がございまして、これらは、いづれも一日八時間、一週四十八時間よりもさらに低い労働時間を規定しておりますので、この労働基準法との関連におきましては、批准が困難であると考えます。

それから次に休暇でございますが、これは第五十二号の年次有給休暇に關する条約でございます。それから第一号の農業における有給休暇に關する条約があるわけでございますが、この二つの条約につきまして、その原則は、六労働日の年次有給休暇、それから十六歳未満には十二日の年次有給休暇を規定しております。それと同時に、分割支給は原則として認めない、こういう建前になっております。基準法におきましては、六労働日の点については一一致するわけでございますが、年少者につきましては、技能養成工につきましては二十才未満の者に対して十日を規定しておるわけでございます。すなわち技能養成工ということに限つた点におきまして、この条約と抵触するわけでございます。またその反面、十六才以上でありまして、技能養成中の者に対しましては、特別の有利な取扱いが規定されておるわけでございます。この点は、やや上回つておるわけでございます。

それから次に、分割支給の点につきましては、基準法は分割支給を認めておりますが、このILOの条約におきましては、分割支給は原則として認めない、このようなことになっておりますので、この点におきまして抵触いたします。従ひまして、現行法のままでは批准が困難である、かように考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、まず第一に、団結權の問題から少しお聞きしてみたいと思ひます。今、局長から説明がありましたように、三条ですね、三条の代表者選定の自由、それから五條の連合団体結成の自由は、公企法の四條三項、公務員法、地方公務員法に抵触する、で、私は、これは非常に重要な問題だと思ひます。団結權の自由を認めない、公労法で制限をしてゐるために、これはもう国内の問題ばかりじゃなしに、國際的な問題を來してゐる。国内の問題には、國鉄労働にも具體的な問題として出てきております。國際的な観点から見まして、こういうことがいまだに日本にあるのかどうかといふことを、一ぺん調査にいくというのの狀態だと私は思ふ。國際的なILOの中から見れば、そういうことが日本に残つてゐるのは、これは不思議だといふ工合にしか考えられていない。それを日本は、具體的に四條三項の適用によつて、団結權の自由の面から非常に組合に對して過酷な扱いをしてゐるとしか考えられない。この点の八十七号といふものの取り扱いはどうしようかとされてゐるのですか。

○政府委員(堀秀夫君) たゞいま御説明申し上げましたように、労働省といたしましては、この条約の内容について、国内法との関連において検討を進める、また、全体の問題としましては、これが批准できるかどうかといふ問題につきまして、労働問題懇談会に

諮問をいたしておる次第でございますし、目下のところ、労働問題懇談会としましては、小委員会を設置いたしまして、国内法との関係を目下調査研究をいたしておる次第でございます。その結論によりまして、場合によりましては、解釈上、条約の精神、趣旨に合致するといふようなものも出てくるでございましょうし、中にはまた、国内法を改正しなければ、条約の精神、趣旨に合致しないといふようなものも出てくるだろうと思いますが、そういうふうなものについて、逐一具体的な検討が今進められている次第でございます。労働省としましては、その検討の結論を待ちまして、普処をいたすつもりであるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 問題が起きたら、労働問題懇談会にゆだねたと、そこで検討をされているのだと、これは、われわれに対する答弁は、それは非常にいいと思うのです。だけれども、もっともっと深刻な問題が、今日じゃなしに、相当長い間から——労働問題懇談会というの、最近できた機関だと思つて、どれだけの機能があつて、どれだけの期間にその結論を出しになるか、私のはかり知るものではございませぬけれども、しかし、問題として起きてきて、国内的には非常に恥しいことです。こういう問題は、私はもっと大胆な行為で処理をしなければならぬ。今時期じゃないか、こう思うのです。なぜそういうことを申し上げるかというと、たとえば機関車労働の問題一つ取り上げてみて、一切陳情を受けつけぬ、一切話をしたらいかなぬというようなことが、当局の一切の機構の中に指

令がされている。労働者は働いて賃金をもらっているけれども、それに対する交渉とか話し合いとか陳情とかいうものは、一切認められない。こういう格好の指示を出している。ところが働かすところだけはちゃんと労働基準法の三十六条を協定させて、働かすところだけは十分に働かす。それで人格的な問題については全部否定している。こういうことが、実際の社会的に認めていい問題でしようか。まず、その考え方を聞きたい。

○政府委員(亀井光君) 機務の問題につきまして、機務と国鉄当局との間のそういう問題によりまして紛争があり、まずことは、御指摘の通りでございます。問題は、ただいま、昨年の十二月二十日に出された通牒をめぐりまして、すなわち二・四協定を締結するかしないかの問題を含めまして、一つの問題は、不当労働行為事件としまして、すなわち通牒の問題は、不当労働行為事件としまして、今、公労委に係属をいたしております。あとの二・四協定の問題につきましては、その窓口論争並びにその内容の論争をめぐりまして、地方調停委員会の調停に付せられて、第三者機関におきまして、従いまし、第三者機関におきまして、今これらの問題についての審査並びに調整が進められている段階でございます。これに、われわれといたしましては、これに對する具体的な見解を申し上げて、ただ御指摘の通り、問題は、やはり現在の機関車労働組合を代表しております委員長、副委員長が、公労法七条によつて解雇された者によつて占

められている。具体的に申し上げますと、現在の機関車労働組合というものが、公労法の四三項に違反する問題を持っているというところ、いろいろ問題点がありまして、御指摘の通りだと思つております。

○藤田藤太郎君 ところで、私は、その第三者の機関に論争の中心をゆだねられている、それはそれでいいでしょう。しかし、労働行政の立場から見ると、五万何千という労働者が、一つの団結を、憲法の建前からいけば、自由の団結できることは当然で、自由が、それに制約を加えている。そこで、具体的に協定をやっているが、とにかく働かすことだけは働かすけれども、そのほかの問題は一切話し合いはかぬという理屈が成り立ちますか。法律の論争の問題は、その必要は機関で論争するのはいいでしょう。それは法律によつてそういう機関があるのか、それ、行政の立場から見ると、それがいつまでもその機関から結論が出ず、ではおいていいという問題でしようか、実際問題として、僕は、そこを聞いています。

○政府委員(亀井光君) まさしく御指摘のところに問題点があるわけでございます。法律上の解釈、あるいは調停というものは、それその第三者機関でやられますが、その間は、おいていいかという御質問だと思います。この点につきましては、国鉄当局は二・四協定につきまして話し合いをするということについて、態度を變更したということでありまして、そういう趣旨のことを、われわれは了解しております。ただ、二・四協定を認めるか認め

ないか、この内容の問題につきまして、これは労働双方の主張がありますし、それが必ずしも意見の一致を見ないという場合もあり得ると思ひます。一応話し合いに應ずるという態度に變つたように承知いたして、おります。

○藤田藤太郎君 ですから、公労法の四三の二項を見ますと、組合員の範囲などを規定しております。三項では今のような格好のものを規定している。具体的には、法律論争になつて、紛争が起きているのに、労働問題懇談会にゆだねられているという格好でいいというのです、私は非常に理解ができません。これは、何か話を聞くと、憲法に基づく組合であるけれども公労法の組合ではない。そういう議論がされているというところは、これは、そなたが国際的にナンセンスだと思つたのです、ほんとうに。私はそういう議論を聞いて、非常に日本の労働行政に對して悲しみを感ずるのです。そんなものであるのかどうか。だから、その労働問題懇談会というところ、ゆだねて議論をされていることも一つの手段でしよう。しかし何と云つても、積極的な、国際的な今日の情勢から見ると、団結の自由というものを、代表者を選ば自由ぐらゐのことを、いまだに法律で規制しているというところは、あ

なた国際会議に行つて恥かしくないでしようか、日本が。そのところどうですかね、国際的な関係において一つ聞かせて下さい。

○政府委員(亀井光君) これはいろいろ主張のあるところでございます。諸外国の事例を、ILO事務局長の発表しておるところを見まして、なおいろいろの制限を団結権に加えているところもある。ひどいのは、批准している国においてすらそういう事例があるようであります。しかし、それがどうであるからといって、日本がそうであるが、われわれといたしましては、やはりこういう問題は、各方面の意見をたくさん聞きまして、そしてやはりその中から結論を見出して、いくという方法を選ぶべきでありまして、われわれだけの知恵でございまして、いろいろ見当違いな結論が出てきたり、あるいは間違つた方向に考えが及びまして、これは困るわけでありまして、従つて、労働問題懇談会において、これはもとより労働、使、公労三者の方々の代表的な方々のお集まりを願つて、それらの方々の御意見を十分検討していただいた結論をお聞きしたい、そして、そして政府として善処したいといふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 今、国際的にたくさんあるといふけれども、国鉄というの企業には独立採算制の一個の独立した企業です。独立した経営で、完全に独立した採算をとっている企業をやっている業種が、国際的にそんな制限を受けているところがあるか。どこにありませうか、公務員とか何とかいうならば別として。

○政府委員（龜井光君）一般論的

に……、國鉄という特殊なものをとらえての制限は、もちろん事情は違いますが、のでございせんが、ただ、一般的に制約を加えられている、団結権というものに加えられる点はあるのでございませう。趣旨で申し上げたのでございませう。國鉄一つの例をとつて、國際的にどうだということを上上げたのでないであります。八十七号條約において認められていないようないろいろな制限というもの、ほかの國においてもある。しかし、これは私が先ほど申し上げましたように、外國にそういう例があるから日本もそれでもいいのだということを、私は申し上げてゐるわけではございせん。一つの例を申し上げたわけではございませう。

○藤田藤太郎君　それは当然のことだ

○藤田藤太郎君 それは当然のことだ
と思うのです。今日、独立して行なっ
ている生産企業で、同結核の自由や代
表を選ぶ自由が否定されているとい
うようなところは、私はないと思う。公
務員関係においては、そういうところ
があるところを見かけます。そういう
制限を受けておるところもありますけ
れども、独立した企業形態をとって
おるところの労働者に、そういうよう
なことが世界に多くあるということ
は言えないと思う。そこで、問題は
この労働問題懇談会の小委員会の結
核論はいつ出るのですか。

○政府委員（亀井光君）　今、私の方に

○政府委員(亀井光君) 今、私の方にはその結論がいつ出るかということにつきまして、はっきりした見当はついていませんが、できるだけ早く結論を出していただくようにという要請はいたしております。

○藤田藤太郎君　そこで、労働行政の

○藤田藤太郎君　そこで、労働行政の立場から、国鉄が二・四協定について話し合いをするということを書いておるということ、あなたはおっしゃいましたけれども、私は、今の機勢との関係について今の状態でおいおいはいいかぬ。これはあなたもそう思いだすと思うのです。片一方働かすだけの状態はいかぬ。だから、やはりそこに何らかの道を開く。第一には、この八十七号条約を批准することだ。第二は、それと並行して、今日の状態をやはり何とか正常な形にする処置を労働行政の立場から講ずるということ、私は、やはりもっと積極的に労働省がやらなければならないと思う。今日、憲法の組合であるけれども公労法の組合でないというような議論も、これは国際的にこんな話が出たら恥かしいですよ。そ

ういうことにならないように一つして

ういうことにならないように一つして
いただきたいと思うのです。私は、国
鉄の当局との間に、この論議はもう少し
機会を得て進めたいと思えますけれど
も、労働省というものは、やはり何
といっても、この八十七号の条約を何
とか早く批准する、それによって国内
法を直すということが、今急の問題
じゃないですか。だんだんとこれは国
際的に日本の実態をそろえていくわけ
ですからね。これでは、ほんとうに十
大産業國、常任理事國なんといつて大
きい顔をして今度の六月の総会に私は
行けないと思うのです。その点はこ
れ以上は、今日はこのくらいでとどめ
ておきますけれども、積極的に一つこ
の問題は、促進と処理をしてもらいた
いという希望を申し上げておきます。

次に、労働時間の問題について、私
は、少しこの際、聞いておきたいと思

うのです。労働省が今出されたこの資料は、非常に要綱だけしか書いてありませんけれども、労働時間の問題を見ますと、四十八時間のものは国内法にあったから批准をしたと、しかし、それは一九一九年の問題で、三六年の条約、三七年の条約、五十一号、六十一号といふのは——三六年というと、今からちょうど二十二年ほど前ですね。そのときに行われた条約が、一週四十八時間制というもので、公共事業における労働時間の短縮に関する条約、繊維工場における労働時間の短縮に関する条約という工合に、明確にここに出ているわけですね。こういうものは、まあ未発効で、批准はされていないし、批准の手続はしてないわけですが、問題は、こういう条約があるということと、国際会議の総会の決議というのとは、過半数でできるのではないということはよく御承知だと思う。労働使、政府もまづて三分の二の多数で条約、勸告一切のものをきめるということ、三分の二というのは、十のものなら六・六六というその比率の人が賛成して初めて条約、勸告がきめられている。過半数じゃないのです。それだけ大事をとってきめるということは、それだけの多くの国がこれを実行しようということなわけです……。その問題があるのに、たとえばこの労働時間の問題にいたしましても、ほっておかれている。今私が労働時間短縮という問題を、なぜ強く言いたいかというと、日本の今日の産業の状態を見て下さい。私は労働大臣に対する雇用の質疑の中でも申し上げました。今日オートメーションで労働者が五分の一になつたり十分の一になつたりしているじゃ

ありませんか。オートメーションになる所は、どんどんどんどん首切りが行われて、そのしわ寄せが中小企業者にいっている。完全失業者や四十五万の潜在失業の論議をいたしましたけれども、もっと多くの潜在失業者が農村にも、またはその他の町にもたくさんある。完全失業者の登録している失業者が、ことは六十五万と言われているけれども、この状態でいったら、四兆か五兆でも政府が投資計画をせぬ限り就労する機会というものはないのでですよ。実際問題として、潜在失業者なんていうものは、行くところはないのですよ。それでいて、生産はどんどんどんどんウナギ登りに毎年上っていくのです。そういうときに、私は、遊んで生活保護法の金をもらって生活するななどという人は、幸福感なんかないと思う。やはり働いて、そうして自分の生活を守っていくということが、生産の貢献にもなり、また、自分の生活を立てていくという意欲は、全部私は持っていると思うのです。そういうところからきたら、根本的に労働配置の問題は、時間短縮以外にないのじゃないですか。それが国際労働条約に二十年も二十二年も前に定められているのです。この問題を放擧されておるといふことは、これは重大な問題だと思ふのです。これは一つ、労働者はどういう格好でこの条約をお取り扱いになるか、ちょっと労働時間の条約の取扱いの問題について聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま御指摘の労働時間短縮の問題につきましては、私もこれは大局的に見まして、労働時間が漸次縮小されていくというこ

から、また、これによつて産業の近代

とは、まことに望ましいことであると考えております。しかしながら、この労働時間に関する条約につきましては、最初の二つは、これは先ほど御説明した通りでございますが、その後採択されました条約は、いずれも一週四十二時間、あるいは一週四十時間というような、相当短時間を規定しておるわけでありまして、これも方向としてはまことに望ましいことではあると思ふのでございます。しかしながら、各国の産業の実情、企業の実情等にかんがみてみまするときに、これを制度として規定する——これよりも長くなれば罰則が加わるというような制度として規定する——ことにつきましては、まだいろいろな問題があるのではないかと思ふのでございます。その意味におきまして、たとえばこの批准の国を見ても、ここにございますように、あるいは四カ国、あるいは七カ国、あるいはゼロ、あるいは一カ国、あるいは二カ国というように、批准している国も少い実情でございます。われわれといたしましては、これは将来の方向として、漸次このように制度も進んでいくということは望ましいと思ひまするが、現段階においては、直ちにこれをもつて批准するということは、法制上も困難でございますし、基準法をこの線まで今直ちに短縮するということもむずかしい問題だと思ふのでございます。しかし、これらの点につきましては、御指摘のように、労働時間を短縮するということは、人道的な見地から、また、これによって産業の近代化が進み、生産性も上っていくという方向と相俟つて運用されるならば、このようなことは、方向としてまことに

は、経営者がみずからの手で積極的
に坑道を掘進しておりまして、それ
によって生じた災害でありますから、一
般的な天然地変とはやや異なったニ
ュアンスを持って考えなければならな
いと思うのであります。そこで、結局、
事実認定の問題になるわけでございま
すが、その掘進に当りまして、経営者

が、通常、社会通念上要求されるに足る最善の準備と対策を行なつてやつておつたかどうかという点が問題になるわけでございます。もし、そのような最善の努力を払つておつて十分な準備と対策を行なつて、なおかつ災害が起き、そのため必然的に休業が起つたという事になれば、天災地変によるものと云わざるを得ないのであります。が、今のうちに積極的にこの坑道を掘進しておつた場合に、果してこのような最善の努力を尽したかどうかという点が問題になります。また、出水後の措置に遺憾がなかったかどうかという点も、これは事実を認定しなければならぬわけでございます。これらの点につきまして、目下事実につきまして不明な点も相当ございますので、労働省としては、通産当局とも十分連絡をいたしまして、現地の鉱山保安監督の事情調査を目下求めておるところでございます。これによつて、今の点を確めまして上で、最善の努力を果しておらなかつたということになれば、二十六条の事由に該当する、このように判断をするわけでございます。なお、目下なお調査中でございます。なお、この賃金につきましては、先月二十四日以前の賃金は二十五日に全額支払われております。今度支払われる支払日は今月の二十五日になるわけでございますが、その際にこの六割を最低基準として払わなければならないかどうかという点が問題になるわけでございます。で、われわれの方といたしましては、現地の調査の結果を待ちまして、なるべくすみやかにこの点の判定をいたしたいと考えております。以上がこの小倉炭鉱の経緯でございます。

○山本経勝君 季節労働者あるいは組夫というものに關する解雇の問題はどうお考えになっておるか。

○政府委員(堀秀夫君) 季節労働者、組夫等に対する解雇の点につきましては、これも基準法二十条の問題になるわけでございますが、基準法二十条は、御承知のように「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなればならない。三十日前に予告をしなば使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない」という原則を規定しておりますが、この際におきまして、天災地変、その他やむを得ない事由のために、事業の継続が不可能となつた場合におきましては、監督署長の認定があれば、今の例外が認められる、こういうことになるわけでございます。経営者側におきましては、今回の解雇に當りましては、この二十条のただし書きに該当するのではないかとこの考えのもとに現地の監督署に認定の申請を出してこられたわけでございます。経営者側は臨時労働者のみをとては解雇しようとするものでございまして、事業の継続が不可能になつたための解雇という場合には一応認められないというふうにわれわれは考えるわけでございます。これもいさ少し実情を調べなければなりませんが、原則として本件の場合には認定を与えることはできないのではないかと判断したものと、会社側の認定申請は受理しなかつたわけでございます。以上がわれわれの見解でございますが、本件につきましてはただいま参りました報告によりますると、現地において会社

側と労働者代表との話し合いの結果がつきまして、円満にその会社と労働者側との間において退職の話がついて郷里に帰郷することになったという報告を受けております。その詳細は不明でございますが、われわれの方として二十条の解雇予告の認定につきましては、以上のような原則的な考えを持ってこの事件に対処しつゝあつたところでございます。

○山本経勝君 そうしますと、今の解雇についての認定を求めた、それに対しては認可をしなかつた。ところが本来認定をしなかつた場合に、組合、会社間の話し合いというものは二月二十八日に行われた。私も連絡を受けて知つてゐるんですが、二十八日に行つたのは、小倉炭鉱労働組合と、それからこの会社との間の話でありまして、ところがこの季節労働者と、それからこの組夫の従業員なる者は、この組合には入つてないといふことなんです。その点は明らかになっておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては今のところ入つておらないといふふうになっております。

○山本経勝君 そうしますと、当事者である解雇の対象になりました季節労働者並びに組夫、請負夫、請負師が抱えております従業員ですね、こういう者の意思の反映せぬ協議決定は有効になりますか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきまして詳細は参りませんので判明いたしません。一応私の受けております報告によりますと、組合代表といふこととでなしに労働者の代表と話し合いがついたといふ場合に聞いております。従ひましてその労働者代表なるものが、その臨時労働者の果して意思を代表しておつたかどうか、そういう点につきましてははいさ少し調べませんと私どもの方では今のところ判断がつかないわけでございます。

○山本経勝君 初めの基本問題に返りますが、その中で局長のお話になつたように、私の方も一応理解しておるというの、いわゆる天災地変等、つまり人力をもつてはいかんともしがたい実情あるいは防ぎ方方法のないもの、こういう場合じゃなくて、施業案の認可を求めて、その施業案に基づいて作業を計画的に推進しておる状態、これは第一の基礎的な問題になつてくると思つて。そこで基準局の見解を承わつておきたいのは、そうしますと、たとえばこの炭鉱が鉱山保安法上あるいは石炭鉱山保安規則等に基く所定の方法をとつておつたかおらないかという点も問題でありまして、しかしそれ以前にやはり問題がある、こういうことになつてくると思つて。で、一般的に炭鉱において当然なすべき作業計画、それに基く保安の対策、こういうものがしるべきでございまして、これは食いとめることができる、あるいはまた局長のお話のような、事後の対策も非常に重要な意味を持つておる、そうすると現在水びたしになつてゐるのは小倉炭鉱二坑の上三尺卸何と云ふ名称でしたが、そこから現在この炭鉱には二坑と三坑というのがある。それからまた三萩野地区にある層があつてこれも作業中なんです。それが全面的に水びたしになつておらない、従つて水びたしになつておらない所については作業も可能であると考え

るのですが、その点についても就業をさせないといふ会社の対策が打ち出されておるのですから、八百人全部を休業させる必要がなくなつたのではないかと考えるのですが、そういう点についてはおそろしく今の基準局長のお話のことは、現地の監督署が現地においてつづきに調査をし、かつ会社、組合等において事情を聴取されたと思つて、そうすると、そういう実情については基準局としてはどういふふうに対処なさるお考えですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの問題につきましては、やはり判断の根本は、経営者が工場経営者として期待される社会通念上最善の努力を払つたかどうかということでございます。その最善の努力と申しますのは、坑道の掘進の際に當つて最善の努力を払つたかどうかという点がまず問題になります。第二番目にはその出水が起つてからあとの措置について最善の努力を払つたかどうかという点が問題になるわけでございます。それからさらにそれに基くところの休業といふものについて、最善の努力を払つても、なお不可抗力的な休業といふものが必然的に伴つたかどうかという点が第三の判断になるわけでございます。この点につきましては、現地の監督署におきまして目下実情を調査しておるわけでございますが、この判断の基本になります。これは現地の鉱山保安監督部の御調査を願ひ、その資料を基本的な手がかりといたしまして判断をすることが適當であると考へますので、目下その調査の結果の資料につきまして、現地の当局間におきまして連絡をして調査

を進めておるわけでございませう。

○山本経勝君　そこで鉱山保安局長に一点お伺いしたいのですが、私聞いている範囲では、この小倉炭鉱の問題になりまして二坑ですね、掘進の際出水したという二坑、それから三坑野地区にありまして探掘の状況、それがともに浸水をして全面的な就労不能の状態に陥ったかどうか、そこら辺を局長の方からお伺いしたい。

○政府委員(小岩井康朗君)　ただいまの御質問は、ちょっと図面がございませんでお聞きとりにくいかとも思いますが、第二幹線坑道のわずかに上まで水が出ておるのであります、ただいまお話しした地域は現在水没してございせん。従いまして探掘をすることを考えるならばいつでも探掘を続けることが出来る地域になっております。

○山本経勝君　第二幹線坑道、ここに図面がありますが、通称三坑というところ、この属する区域を指すのですか、今お話しした……

○政府委員(小岩井康朗君)　炭層はこう入っております。斜坑、斜坑で行きまして、これをずっと水平坑道で全炭層掘っております。この全部炭層を縫っております。坑道のちよつと上まで水がきておりました、これから上は水没してございせんから、従って現在のところはこゝで水を押しえればこの探炭はいつでもできるわけでありませう。しかしこゝでも排水がでなくなつて、どんだんポンプを上げるといふことになれば、これは続いておるま

すから、ここから入って参りまして、こゝも一部水没になります。現在はこので押えておるわけですが、こゝは全然水没してございせん。いつでも探炭ができるという状態になっております。

○山本経勝君　そうしますと、基準局長にお伺いしたいのですが、今お聞きのような状況なんですか。浸水しておらない。坑道がつかつておる。二坑と三坑の間はつかつておることは私も知っておりますが、つかつておることは私もお聞きしておりますが、一応現在は排水努力によつて押えておる。そうしますと、今直ちに三坑が全部水没しになって全員休業しなればならぬということではないやうな気がいたします。そうしますと、賃金を払えんというのですから、就労さすべきだと思ふ。就労さしておらないことについては現場の監督署はどういうふうな取扱いをしておりますか。

○政府委員(堀秀夫君)　この点につきましては、ただいまお話ししたようなこととでありまして、事実がこの出水に関係なしに、出水がありまして、他の面にございましては、他の坑におきましては従来通り探掘できるという事情であります。ですから、その際に今のようない影響のない坑道におきまして就労させられるにもかかわらず、就労させなかつたということになりますれば二十六条の事由に該当する、このように私は考えます。付け加えますが、その坑道に關係のない坑道において従来働いておりました労働者については、少くとも今のようないことが言えるだろうと考えます。

○山本経勝君　保安局長にお伺いしますが、三坑の方に就労し得る人員といふのは、従来就労しておった人員といふのは何名くらいあったのですか。三坑野地区と称するあれです。

○政府委員(小岩井康朗君)　ちよつと御質問にそれるかもしれませんが、私の方に入っております報告では三坑野卸部内をやめましたのは、電力が全部で契約しておりますのは、千六百キロ小倉炭鉱が契約しておりますわけでありませうが、この契約の電力全部を排水に現在使つておるわけでありませう。これでもなおかつ足りないもので、なお遊んでおります回線も目下交渉中で、これは話がつく、こう申しておりますが、現在使用しております契約電力をフルに使用してこの排水に向けておる、かような關係で三坑野地区の探炭を一時やめておる、かように連絡を受けております。

○山本経勝君　これは基準局長にお伺いしたいのでありますが、今お聞きのこと、会社が当然なすべき事故に対する対策、先ほど局長のおっしゃつた事後的対策に万全を尽しているかどうかという問題であります。今お話ししたように、かりに就労は現場においてでも電力が千六百キロワットしかない。そこでその電力が排水並びに排水に關係のある作業に集中している、こういうことのために就労できないとすれば、これは基準局長としては、私はすみやかにこの問題の資金を払いその他について、具体的な措置を現場の基準監督署になさるべきだと考えるのですが、その点は局長どう考えますか。

○政府委員(堀秀夫君)　ただいまの点は、これは場合によつて考えなければならぬと思ふのでございませうが、この出水の排除のために電力をそこに集中して、そのため、それ以外のところ

に電力を供給することが物理的に不可能である場合と、それから、そうではないが、供給契約等の關係から電力代金がやや高くなるというやうな場合と、いろいろあると思ふのでございませうが、初めの物理的に不可能になつた、とにかく出水を食い止めなければならぬ、それを食い止めるために電力をその場所集中すれば、他の關係のない場所への電力供給は物理的にも不可能であるという場合には、やはりこれはそのもとになつた事故が不可抗力かどうかは別といたしまして、やはりそれにつながる休業になるだろうと思ふのであります。ただそうではありませんで、多少電力の単価の点に影響があるというやうな程度でありましたならば、やはりそれは災害に不可避的に必然的に伴う休業という場合には考えられないだろうと思ひます。

○山本経勝君　今のちよつとしまいのところ、あいまいだつたのですが、不可避的に何と云ひましたが……

○政府委員(堀秀夫君)　災害に伴つて不可避的に必然的に起つた休業とは認められませんが、そのような場合には二十六条の責に該当する色彩が強くなる、このように判断いたします。

○山本経勝君　この現場について、基準監督署がお調べになつたのはいつでしようか。

○政府委員(堀秀夫君)　この点は目下鋭意調査いたしております。この点につきまして、今の出水の原因、この場合におきます使用者の努力、措置につきまして、現地の鉱山保安監督部と連絡をとつて目下鋭意調査いたしておりますが、まだ今のところその点につきましての調査が完結しないという状況

でございませう。

○山本経勝君　先ほど申し上げたやうに、組合は、二月の二十三日からはとんど連続して組合会社間の交渉が続いているやうであります。むろん現地の基準監督署からおいでになつていただければ十分事情はおわかり願ひます。しかし私も知つておりますが、非常に近いところ、基準監督署がありまして、汽車やバスに乗る必要はないほど近い。ですから朝に晩に行つて見ていただければやうな近距離にある。ですから、もう少し正確な、しかも敏速な事情の調査なりあるいは対策等に対する指示ができればよいものだと思うのですが、この点はどうかと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君)　この点につきましては、実は労働使間の意見が対立しているわけでございませう。そこで、従いましてこの場合の事実認定をいかにするかという、さらに客観的な調査が必要になるわけでございませう。そのためにはやはり技術的に事実の認定を正確にいたしませんとこの判断がつかないわけでございませう。そのために現在まで判断がおくれておるわけでございませう。この点につきましては私も現地の基準監督署を督促いたしまして、なるべくすみやかに判断が可能になるやうに努力いたすつもりでございませう。

○山本経勝君　その努力をされてないといふ私は申し上げておるわけですが、ところが問題はすでに交渉はデッド・ロックに乗り上げて非常に困難を呈している実情にある。それでそのために現地の炭労の九州地方本部の生産保安部長の光永君といふのが参りまして、現場指導に當つておる、さらに二、三日

前にその光永君が上京をして連絡をしたのが先ほど来申し上げている状況なんです。そうしますと、もう少し迅速な方法でやっていただかないという、やはり問題が労働間の紛争になりかねない実情のもとにあるのです。しかも伝え聞くところによると、この炭鉱主古谷という業者はもう末があまり長くない、つまり層がそう有望でないということ、場合によつたらやめるというようなことも漏らしておるわけなんです。ですから非常に事態が重大化すると思うのです。ですからこれは明日でも、また本日でも連絡はとれると思ひますから、すみやかに一つ現地との連絡をとって、具体的措置を決定していただかないと、たいへんなことになると思う。こういう感じがいたします。

それからもう一点は、先ほどお話しになりましたが、解雇された百名の人は一応従業員代表という資格で協議に参画したといわれておりますが、二月二十八日の団交でそのことが一応組合社員間の話し合いで決定したという記録がある。そうしますと、この組合の記録は小倉炭鉱労働組合の代表者による記録なんです。どうも先ほどのお話しはふに落ちないのです。この季節労働者は、あるいは組夫として別に組織を持っておるかも知りませんが、非常に多い数でありますから、これは組合を作っておらぬのではないかと私は想像している。そういたしますと関係従業員の意思でなく解雇が決定されたという事実があった場合に、基準局長としてはどういうような措置をとられるお考えですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につき

まして、これはお話しした通り、その臨時労働者を適法に代表しておらない代表者がもしかりに会社側と交渉して、それでそれだけの取り決めによつて解雇するといふような決定をするといふようなことは、これは適法ではないと考へられるわけでございますが、私どもの今一応速報的に聞きました情報によりますと、従業員の代表と話し合いがついて、そうしてその臨時労働者から退職願を出したという報告がきております。そういたしますと、これは臨時労働者から一人々々退職願が出てくるわけでございますから、その際いろいろ一時金の支給というような条件もあわせて決定したというのを聞いておりますので、その臨時労働者から適法な退職願が出ておるのであれば、これはそれで差しつかえないのではないかと、かように考へるわけでございます。

○山本経勝君 大体以上のような点ですが、まず、労働関係の問題については基準法二十六条の適用をめぐる問題としてさらに詳細に現地の実情を基準局長の方では集めてもらい、また私の方も極力組合との連絡をとりまして明らかにしたいと思ひます。それからさらに保安局長さんに伺つておきたいのは、いろいろ言われておりますが、この炭鉱はなんでも出水指定炭鉱になっておつたというお話しは、かねて局長から私伺つた問題なんです。それでそうなりますと、基準局長が申されたように、少くとも事前に災害のこうした事故を予防する適切な措置がきまつておりますし、また規則にはさらに細部にわたる規定がありま

すから、これらに準じてなされたこと

とは思ひます。もしなされておらなかったなれば、その事自体が問題であるので……。ところがこの委員会としましてはあらためてこの小倉炭鉱の問題だけではなくて、東中鶴の水没問題、さらに靱井炭鉱の水没問題、いずれもこれは犠牲者を出しておりますが、小倉炭鉱の場合は犠牲者を出しておらない。しかし靱山保安法でいういわゆる災害予防の問題の対象になるのは当然である。ですから、従業員の災害はこの小倉で起つておりませんが、東中鶴その他同じケースの出水事故については問題がある。ですから、商工委員会等においても、論議がある点だと思つております。それからもう一つは、直接労働者が被害をこうむる事故あるいは災害でありますから、いずれもそれに対する対策として機会をあらためて詳細に検討をするようにしたいと思ひております。ですから一応以上のような点でございますが、ただこの炭鉱が出水指定炭鉱といひますが、そういうまあ通称言われている形になっておつたのかどうか、そこら辺だけ一つ局長さんに伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 小倉炭鉱は出水の指定になっております。しかしながら出水指定にはまあいろいろ目的がございまして、基盤から出る水の危険がある場合には基盤に対して出水指定をいたしますし、古洞の関係から危いと思われまします場合には古洞に対する出水の指定をいたします。これは区域の個所をきめておきますので、小倉の炭鉱におきましては出水の指定に入つておりますが、現在水を出しなした区域とは違ひます。古洞の方の危

険区域を出水指定といたしておつたわけでございます。

○山本経勝君 大体お話しの問題についてはそのボーリングを、つまり先進の二坑の左三坑坑道ですか、それから三坑寄り坑道、こういう区域はむろんこの今言われた指定区域に入つていないんだ、ところが問題は今の二坑の伸び先ですね。つまり出水事故の起つたその坑道の掘進に當つてもボーリングをやつておつたが、機械が故障をしてそれからやめた、こういうことが現地から連絡があつてゐる。ですから当然やめる必要があり、そういう危険があらかじめあつたことがうかがえるのです。が、こういう点については局長はどういうふうな理解をされてゐるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 出水をいたしました箇所はボーリングをやりましたことは事実であります。これは左三坑少し下方に断層ができておりました、現在沿層で掘進をしておりまして、断層の目的にすつかり切れてしまつてゐる。炭がなくなつた関係で炭の探炭の目的と、それからもう一つ基盤がどの辺へきてゐるかという、基盤と探炭と両方の目的で三本のボーリングをやつております。これはいずれも炭につかないで、基盤につかないで中止している、中止の状態になつたといふことを連絡を受けております。

○山本経勝君 もう一点だけ伺つておきたいのは、この出水した箇所といふのはどういふ地層の条件であつたか。そしてまたもう一件、出水したその水は水質検査をなさつたようでありま

○政府委員(小岩井康朗君) まだ基盤にはついておりませんが、その箇所の方でかつて基盤を切りましたときには古生層になっておりまして、アンデサイトも一部にはできてゐるということを知つております。大体、基盤層としましては古生層のように考へております。

○山本経勝君 それでは御要望を一点申し上げて私の質問を終ります。さらに経過なり原因の究明はなさることと存じますが、特に商工委員会等、直接関係のあります委員会でも十分おやりになることと存じますが、ただ問題は、この種事故の原因についての究明、起つてからの究明、あるいは努力といふものはいろいろなされる。ところがこの小倉炭鉱も、すでに第一小倉炭鉱と称する古い炭鉱に接続した地帯にあることは局長御存じの通りなんです。ですから東中鶴炭鉱におきましても、あの累層の中で、しかも古洞が接近しておつてこれに触れて水を出した、こういうことになつておりますので、この種の水の事故が最近連続して発生している。これは一つには現場についての監督、日常の指導といひますが、そういう点も非常に問題があるのでありまして、そこに規則の規定してありますような保安の教育等については、ほとんどゆるがせにされた実情ではないか、こういうふうに考へる。ですからこういう点は特に機会をあらためて、対策について十分質疑をし、検討を行いたいと思ひております。それと一つ御準備方を願つておきたい。それと現地の、問題の原因あるいはその事故の対策等についてこれが直接職員、つ

き

まり従業員に給与に關し、生活の問題に關係いたしますから、早く結論を出していただかないと困る。これは拙速主義を申し上げてはならないで、厳密に正確でなくてはなりません。しかしとかくおそい。ところが現に給与をもらわないでどう然として、どうなることかという不安に迫りつめられて、この給与の案でありますから、この辺を十分御考慮願って、保安監督局としても出先の方を督促していただいで、十分現地の調査並びに対策の推進等についてすみやかにやつてもらふ。それから排水能力等についても非常に問題があるように私は承わった。ですからこのことは即一面では休業をやる場合には非常に長期の休業となつて労働者の被害は甚大だ、こういうことになりまゝから、そこら辺配慮の上、すみやかに一現地の実情、原因經過対策等についての結論を出していただきたい。このことを御要望申し上げて質疑を終ります。

○委員長(阿具根登君) 本問題に対する質疑はこの程度にいたしまして、次に移りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に競馬場の馬丁等の労働問題について質疑を願ひます。

○片岡文重君 質疑に入る前に伺ひますが、大臣はきょう御出席を私は要望しておいたはずですが、これからお見えにまだならぬようですが、これからお

見えになりましょうか。

○委員長(阿具根登君) 大臣は先ほどお諮りいたしておりましたように、官中に正午参られまして、まだこちらにお見えでないようですから、どうか途中でひつかつておられると考へられますので、再三要望いたしておりましたが、まだ連絡がついておられないようでごさいますから、連絡つき次第こちらに出席するようにいたしております。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(阿具根登君) 速記を起して下さい。

○片岡文重君 大臣が見えませんが、はなはだ私としては残念ですが、お見えになる前に一つ政務次官もよく聞いておいていただきたいと思ひますが、……、聞いておいていただくだけでは困るのです。というのは、昨年の二十七国会で、この委員会の席上で馬丁諸君の労働組合に關する問題で大臣にも要請をし、基準局長その他の關係の諸君にもくぐれどもお願いをしておいたはずですが、ところがそのお願いをしましたときに、石田労働大臣は、もしそういう事実があるならば、もしそういう事実というのは私が言ったこととです。これは二十七国会の私は速記録をここに持つてきておりますが、これにおいて大臣は私の言った言葉を受けて、もしそういう事実があるならば今後十分に關心を持ってそういう気の毒な状態のないように合理的な態勢を作るように努力をする。こういう約束をされたわけでありま

す。基準局長もこれと同じようなことを言つておられる。そのときには非常な圧迫のもとに分裂工作の行われ

ておる、きわめて困難な状態の中で、馬丁労働組合の諸君が解散をさせられるかどうかのせとぎわまで迫りつめられながら、必死に歯を食いしばつて団体交渉を續けてきたわけですが、そうしてその困難な中で団体交渉を續ける一方、その組合の指導的立場にあつた諸君が不当な解雇処分を受けた収入の道を断たれており、しかも、お前らは首切られたのだから、もう団体交渉の相手方にはしない。ちよつと団体交渉の他の三役を首切つた政府が団体交渉に応じないという態度とまことによく似ております。こういうやり方で、せつなく地労委の、公益、労使三者の委員諸君が、実に文字通りねばり強い忍耐をもつて、しかも誠意をもつてようやく協定成立までこぎつけたところが、その協定に調印をしないので、しかもそれぞれ仕方がなくて、労働組合もまたその状態を切り抜けることが大切だ、そこでまず第一歩だということ、涙をのんで、あつせん案に対する受諾の調印を労使双方がその承諾書に判を押さな

いで、地労委に対する確約書という形式で、労使それぞれ別個の立場から地労委に出して、労使間においてはついに調印をすることができないで今日に至つておる。しかもこの調印も少しも守られておらない。昨年この当委員会において労働大臣、基準局長その他の関係諸君に十分に善処をお願いしておつたにもかかわらず一歩も前進しておらない。むしろ事態は一そう困難な状態に陥つております。しかも経理の内容等も、これは決算委員会等においても私は取り上げて真偽をただしたいと思つておりますが、経理の内容等においても多分に不審な点がある。こ

れを追究しようとするれば、強圧的に馬丁会というものを解散させておる。しかも解散をさせて、証拠となる書類はその晩のうちに焼く捨てております。これを所管の警察署で手をつかねて見

ておる。こういう事態にまで發展をしておる。一体これではどこにどういふ努力を、基準局を初め労働省は払つたのか。昨年の十一月十一日に私からお願ひを申し上げてから、今日まで労働省がこの馬丁諸君の労働条件に対していかなる努力を払われたのか。その点を一つ具体的に教えてもらいたい。これをまずこれからの質問に入らうと思ひます。これをおきたい。これによつては今後の質問は打ち切つてもいいだろうと私は思ふので、努力の跡をまず伺つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 馬丁の方の労働条件改善につきましては、先日、この委員会において御質問がありましてから、われわれの方としても、労働基準法の的確な実施の面から相当の努力は払つたつもりでございます。そうして労働者の団体あるいは日本中央競馬会等に対しまして、労働基準法違反であるというふうな疑ひの濃い面につきましては、この改善をはかられるように申し入れをいたしまして、その内容を、改正のあり方を目下注視しておるところであります。

なお具体的に申し上げますと、労働条件について基準法違反の疑ひがあるというふうな言われかけておりますものは、第一に有給休暇がない。あるいは労働災害に対する補償が十分に行われていない。さらに平均賃金の算出方法が正確でない。あるいは賃金を、これは進上金でありますが、進上金を分割して支払つておる。それから就業規則

も作成していない。それから労災保険の加入を要求してもまだ入つておらない。このようないふ点が指摘されておると思ふのであります。この点につきましては、われわれの方としては、使用者側に対しては、この改善方について申し入れをいたしまして、その改善を見守つておるところでございます。その改善を、その間におきまして馬丁の諸君と、使用者側の方におきまして労働協約あるいは共済規定等の改正によつてこれを相当改善するといふような方法が漸次はかられておると考へております。

問題点について具体的に申し上げますと、第一番目に有給休暇につきましては、第一組合との労働協約の細部協定において法定通り有給休暇を付与することが認められたわけであつたが、たまたまこの間に、調印はされておらないわけでございますが、双方とも確約書を提出してあります。使用者も確約書を提出してありますので、この点は従来よりも改善されたのではないかと思つております。

それから第二番目に、就業規則につきましては、目下調教師会においてモデル規則の案を作成いたしまして、その案を、まだ締結されておきませんが、われわれとしては、この就業規則については、基準法に適合する適法な就業規則が一日も早く制定されるようにわれわれとしては期待しております。これが制定されないといふようなことでは、われわれとしては、もさらに一段と使用者側に強い態度で臨みたいと思つております。

平均賃金につきましては、地労委員のあつせん案の確認事項に従いまして、日本中央競馬会共助会において目下研究中とのことでありますので、この平均賃金の算定の基礎がはっきりいたしますように、これも督促をしておるところでございます。

次に災害補償の問題ですが、打ち切り補償、傷害補償につきましては法定の額が定められておりますが、休業補償につきまして問題がございますので、これも改訂するように、中央競馬会と調教師側に対して指示しておるところでございます。

それから進上金につきましては、これは臨時の給与でございますので、通常の賃金と同時に支払う要はないと考えられます。基準法上はその要はないと考えられますが、進上金自体を分割して支払っているというようなこととなりますと、法律違反となりますので、この点についても十分監督いたしたいと考えております。

それから労災保険につきましては、これは現在のところ労災保険の任意適用事業でございますので、加入しておりませんので、法律違反とはならないわけでございますが、突降災害が起きた場合におきます円滑なる措置をはかるためには、このようなことが望ましいことは当然であろうと思っております。

以上のようにわれわれといたしましては、使用者側に対しまして具体的な問題についても、この一、二カ月來勸告をしてその是正を期待しておるところでございますが、まだ完全に直っておらないわけでございまして、この点につきましてはさらに成り行きを注視

しつつ、一段と強硬な措置で監督をいたしたいと思つておる次第でございます。

○片岡文重君 基準関係の項目ごとに御説明になったようですが、残念ながらこれは中央競馬会なり調教師会から一方的にあなたの方で報告を求められてまとめられたものと私は思う。現地にこれは調査をしておられません。なぜなら一つもこれは守っておられないのです。なるほど地労委に対して出された確約書には、この協定の内容は確かに履行いたしますと、そうしていろいろな文句は並べておりますけれども、

たとえば有給休暇のごときは、これを請求したものが、そういうないきなことを言うならばおれの願舎では使われんと、こう言って首になる。これは明らかに不当労働行為ですから、取り上げて提訴することになってきます。そうなると、これは歩がありませんか。あわててどうしても退職しなければならぬところ、に配置転換を

するのです。こういうことで、有給休暇も、この休暇の約束も一つも守られておられない。さらに労災も、これは局長が言われた通りに、文句にはなっておるけれども、これも一つも守られておられないのです。ただ協定が守られておられないだけならば、今後基準局その他の関係の方々から競馬会なりあるいは調教師会等に対して勧告をし、あるいは

は指導もしていただく。多少時日がかかって、もそれを待つという方法もあるのかと思う。ところが、事態はそれよりもっと進んでおるのです。組合の役員となり、あるいは指導的な立場になるものには、受け持ち馬の擬装転売をする、つまりその持つておる馬を擬装

転売をする。そうして、馬がないから、持ち馬がいなくなったからやめてもらわなければならぬ。どういう方法をとつ

ておる。しかもそれに對して、しからば休業手当、休務手当が出ているのかといふと、これは出ません。こういうことを例があるならばほしいとおっしゃるならばいつでもその実例をあげてお目にかけてもよろしいが、とにかくそういうひと目目にあつてゐる幹部諸君が一人や二人ではない。中山にも府中にもそういう例が起つております。しかも、これを処分をしてしまふ。首を切つてしまふと、その馬丁がいなく

なればその属をまたもとに戻しておる。こういう例もある。これも今申し上げておるのは、ほんの一例にすぎません。こういう不当なことをやられては困るからということで団体交渉を要するにしても——ここにも私は確約書の写しを持ってあります。この確約書のものになっておるあつせん案もここに持っております。このあつせん案によ

れば一方から団体交渉の要求があった場合には正当な理由がない限りこれを拒否することができないと明らかにうたわれておる。けれども、こういう不当な労働行為の問題に対して団体交渉しようとするれば全然応じない。そうして、この委員長を拒否しておるといいますか、忌避しておるといふか、こういうことをやっておって、しかもあつ

せん案の協定事項については、あつせん案の内容については少しも履行しておらないばかりでなしに、今盛んに第二組合を結成させております。この第二組合の結成についても、現に被使用者として馬丁業務に従事しておるものを、そして、すでに作られておるとこ

ろの、いわば第一組合といひましょうか、従来の組合に加入しておるものを切りくずすだけでなしに、不当に処分

をして、そのあとに入れる場合には本人が知らないのに第二組合員となつて入つてきておる。しかも、これらの組合員は掛金を徴収されておらない。自分が第二組合員になつておることも、入るときに、お前は第一組合にいつてはいけぬ。第二組合員になるといふことだぞといふことで、第二組合員になることが条件になつて入つてくるのですから、明らかにこれは労組法の違反をやつておるのです。こうして

採用をされて、しかも組合費は徴収しておられないが、第二組合には相当な資金があると伝えられております。この資金は一体どこから出たのかということも考えられる。労組法二条ですが、少くとも組合運営の経費が使用者から出されておことは明白である。労組法の違反ではないかと私は思うのです。こういうことが限りなく行われて、しかも

少しも改善の模様が见えないばかりでなしにさらに調教師ばかりでなしに、馬主、競馬会等からの圧迫も相当にあるのではないかとということが言える。証拠を出せというのならばこれもお目にかけてもよろしい。こういう状態の中でこの問題を解決していくためには、中央競馬に所屬する馬丁諸君は總數大體八百名程度でしょう。しかしこれに

扶養されるところの家族を加えればやはり数千名にはなるはずです。少くとも二、三千名にはなるでしょう。一方、このほかに、地方競馬あるいは牧場等に使用されて、これに劣らないような劣悪な労働条件のものに、しかもきわめて封建的な、監獄部屋のような

状態の中で、馬と一緒に起居しておる諸君を加えるならば、おそらく十万の數に近くなるのじゃなかろうかと考え

られる。従つて全国この地方競馬であるいは牧場等にある馬丁諸君、それから國營競馬の中の府中、中山等における諸君の以外のもの、これらの諸君は、この成り行きについて非常に深い関心を持っておることは事實であります。けれどもそういう深い関心と、特に労働省に寄せるこれらの諸君の期待というものはきわめて大きいのです。労働省以外にこれを救つてくれるものはないといふこの諸君は考えておる。期待をす

るところが果して適切であるかどうか、私には今のところ疑問なしとしな
いが、とにかくこれらの諸君は労働奮
の積極的な援助を望んでおる。しか
今私はここにあるこの競馬会の発行に
なる管理馬の名簿や馬主諸君の名簿
を見ると、はなはだ申し上げにくい
とだが、与党の中に、あるいは内閣に
列しておられる貴党のいわゆる有力な

幹部諸公の名前が散見いたしております。財界の有力な諸君も名を連ねております。また表面には出ておられないが、実質的にはそれらの人の持ち馬が、たくさん名前を連ねておる。従つてこれらの諸君の一顰一笑が調教師諸君にきわめて敏感に反映することは、これまた事実です。こういう情勢の中で調教師諸君が、馬主諸君のいろいろな正当

な理由に対して拒否をする場合に使われる言葉、馬主がお前をきくらうのだから仕方がない、もしお前を雇っておくらこの馬主からおれの馬は取り上げられるのだ、こういうことを言うわけです。この言葉は必ずしもこの馬丁諸君を忌避する言葉だけではない。裏にそ

こういう事実があるのではないかということが私たちには看取される。こういう条件の中で、一体、基準局を初め関係の諸君は言を左右にして団体交渉にも応じない。地労委に対する確約書を出しておきながら、この協定の履行にも応じようとしなない。特に馬丁会の経理の不当もしくは不正といましようか、とにかく不審な点のある証拠になるべき帳簿書類は、摘発されるや、その日のうちに焼却して去って、馬丁会を解散させておける。こういう乱暴なことをおこなう。しかも、これを目前に見ながら手を出し得ない警察側、こういう状態の中で一体今後の労働省は、この馬丁諸君の劣悪な労働条件を改善して調教師なり競馬会の不当な労働行為を改善していくだけの意欲と自信があるのかどうか、一つ大臣がおられませんかから、政務次官から確固たる決意を一つ伺っておきたいと思ひます。しかも、これは一片の言葉ではなしに、この二十七国会において大臣が述べられたような単なるその場の言の言葉ではなしに、現実的に約束をするという決意を持って私は述べていただきたいと思ひます。私は今ここで述べられて、ほんとうにその対象となる諸君がたとえわずかな諸君であっても、今日最も遅れた社会の人たちとして劣悪な労働条件に泣いておる諸君を一つ救い出そう、少くとも今日の時代の労働者並みにはしてやりたい、こういう気持が次官のお抱持の中にあるならば、それが具体的に現われるように努力をする決意をもって一つ御答弁をいただきたい。ただし私はあと一カ月なり二カ月なりの間の次官の御答弁に対しては、はなはだ申し上げかねますけれど

も、その具体的な効果の現われることを深い関心を持って見守っています。ですから、そういふこともお心において、一体このがらにがらに縛られておる封建的な社会の中において呻吟してゐる馬丁諸君の労働条件を改善していく熱意があるのかどうか、次官の御答弁を承りたい。

○政府委員(二階堂進君) いろいろ先生から馬丁組合の問題について御指摘がございましたが、二十七国会におきまして大臣もこの席から十分馬丁組合の方々の勤務条件の改善等については努力するということを申されたのであります。その後のいろいろな複雑な関係の調整あるいは解決につきましまして、労働省当局といたしまして先ほど局長から御答弁申し上げました通りいろいろな指導監督、あるいは調査等もいたしておるわけでありまして、ただいま承りますというところ、依然としてそういうことが改善されていらないという御指摘がございます。もしそういうような事実が依然としてあるということであれば、私も非常に遺憾なことだと考えますが、さらに私どもといたしましては、監督をさらに厳重にいたしまして、勤務条件の改善等にはさらに熱意をもって当る所存でございます。

○片岡文重君 今の御答弁は通り一べんの御答弁ではなしに、即刻基準局その他労政局の関係の局部課に対して、またでき得るならば一つこれは厚生省、農林省等にも関係のある問題が多含まれておりますから、それらの関係に対してはぜひ積極的に一つ連絡をとっていただいてやっていただきたいと思ふのです。その結果については先

ほど申し上げました通り大へん失礼ですけれども、私は従来の経験に徴して深い関心を持って今後の推移を見守らざるを得ないということを一言付言しておきます。

それから先ほど労災保険の問題で、これは任意包括であるから違反とはならない、こういう御答弁のようでございまして、そういうことでも、まさに労災保険はそういうことでありましよう。しかし、これはその労災保険法の規定するところによつて使用されておる労働者の過半数がその事業について労災保険の成立を希望しておるならば、その事業主は保険加入の申し込みをしなければならぬはずだと私は記憶しておる。しかし、いかに希望しても、いかに交渉しても、労災保険はもちろ健康保険についても、厚生年金保険法についても全然これは取り上げておりません。これは特に労災保険の場合のごときは、事業主は過半数の労働者の希望があるならば、これは保険加入の申し込みをしなければならぬことに私はなっていると思うのですが、そういう意味からいへば、この労働者の希望があるにもかかわらず保険加入の申し込みをしないというところは、明らかに法律違反の事項ではないかと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) 労災保険法に御指摘のような条文がございます。従いまして過半数が希望し、しかも申し込みをしないという場合には、労災保険法の違反となると考えますので、先ほど申し上げております残余の部分の監督と合わせて、この点についても監督する所存でございます。

○片岡文重君 どうもやるかやらないかは別問題として、やります、こういうことになる、それはうそだらうと言ふわけにはいかぬ。ただ従来の経験から見て、はい、そうですかと引き下るには、はなはだ私も人悪くされたやうな気がするのです。ぜひこれはやりなすといふことを現実的に生かしてもらいたいと思ひますから、その言葉を今一度信ずることになつたと思ふのですが、ここで問題になつてくるのは、これは農林省とも多分に関係があると思ふのですけれども、調教師諸君が果して馬丁諸君の使用主として十分な責任をとる資格があるのかどうか、ここが私はポイントだと思ふのです。

労災保険にも加盟をしない、失業保険、健康保険等にも入らない。そうしてしつこく要求をし、法律を呈示して追つていけば、競馬場に法律は通用しないのだという、まことに信すべからざる暴言を吐くような調教師もまたあるという状態です。こういう時代感覚でこれらの無力な諸君の労働条件を改善していくということは、はなはだおぼつかないと思ふのです。

しかし、すでに労働省としては馬丁の使用主は調教師であるというところを決定し示達されております。前国会においてこの問題にも触れて、果してこれが誤りなのか、今後これをやっていくのかどうかといふことをお尋ねしたときに、不備な点については十分改善をさしていくといふことであつた。けれどもその後の改善は先ほど申し上げた通り少しも見受けられませんでした。一体調教師諸君がこの使用者としての資格を持っております、また今後このままの状態を造りつかえない、こういうことを今なお考へておられるのか

どうか。この点を一つお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの点につきましては、先ほどお話ししましたように、労働基準法は調教師と馬丁との間にあるという判断をいたしたわけでございまして、その理由をいたしましては、事実上指揮監督を——作業の指揮監督をし、それから労働条件の決定等を考えてやりますものは、これは調教師でございまして、現在の事実がそのような事実であります以上、労働基準法の適用につきましましては調教師を使用主と考へて取り扱ふ、このような取扱いをしておるわけでございまして、ただ、ただいまお話しになりましたが、われわれは別にこのやうな形態が理想的な形であつて、これはこのまま存続してもいいんだと、こういう判断をしておるわけではございません。現実には作業の指揮監督関係、労働条件の決定を直接行うものが現在には調教師であるから、従つて労働基準法を現在適用するに当つては調教師を使用主として取扱ふ、こういう現在の取扱いの判断をしたわけでございまして、従いましてこのやうな線に沿ひまして、基準法の違反がありますれば是正をさしていく、このやうな方針で臨みたいと思ひます。

な。お今までに全然改善されておらないじゃないかと、このやうなお話しでございまして、この点につきましましては、調教師側に、基準法に合うやうにいろいろな諸規定等を直せといふ勧告をいたしてからまだその時日がたつておりません。そのためにこれを實際に移すために若干の準備期間が要すると、この

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和三十三年三月六日【参議院】

一七

ような話でありますので、われわれは
その実際の改善の一日もすみやかなら
んことを期待して、目下注目しておる
ところでございますが、お話しのように
にまだ全然その兆がないということに
ありますれば、われわれとしてはさら
に第二段の措置といたしましては、十
分基準法に合いますように勧告をし
ていく、このような考えでおるわけ
でございます。

○片岡文重君 基準法上調教師を認め
てゐるんだというお話でしたが、事実
上の指揮監督と言われますが、もし調
教師が今日馬丁諸君に対して行なつ
ておる指揮監督をもつて、これが基準
法上の使用者の条件とするならば、こ
の前提も申し上げたけれども、これは工
場における工場長や職場長、こういう
ものが指揮監督を行なつておること
と、実際に調教師が自分の意思だけで
どうにも動かせないような状態に今日
置かれておるのですから、ちょうど工
場長や職場長というふうな人たちが、
企業主の命によってそこに働く労働者
を指揮監督しておるのと少しも違つて
おらない、こういう形態です。さらに
労働条件等についても、あるいはこの採
否を決定する場合にも、たとえば採用
の際には調教師一存では馬丁を一人と
いへども採用するわけには参らぬは
ずです。調教師の手合、つまり調教師と
いつてゐるようですが、ここで馬丁
登録を行なつて、採用する前です。
これは自分のところで雇用する前に調
教師の加入をまずさせられて、そうし
て服装その他の示連事項はすべてその
調教師から出でる。そして中央競馬
会の競馬施行規定による競馬場長の承
認がなければ、まず採用はできない。

この三点をあげてみても、これは調教
師だけが使用者だということにはなら
ないと思ふんですよ。特に使用者とし
て当然支払うべきところの補償費であ
るか、負担金であるとか、あるいは
労災保険の諸給付に該当するような諸
給付、休業手当、そういうようなもの
が調教師からは一銭も出ておらない。
馬丁諸君も会費を納めておるところ
の、調教師、馬手、馬丁、これらの諸
君の相互の共済関係団体であるところ
の共助会から出でる。しかもこの共
助会の最大の九〇%以上の資本になる
でしょう資本というものは競馬会から
出でる。調教師が支払うところの賃
金というものは、馬主から渡された賃
金を、はなはだしものになるとそのま
ま渡さない。これをピンはねしたりし
ておる。一人に二頭も三頭も持た
せて、そうしてもうとときには馬主か
ら一頭分、一人一頭の賃金をもらつて
それをピンはねをして馬丁に渡してお
る。結局企業主から工場の会計を通し
て労働者に賃金が支払われる場合に、
その会計が、あるいは経理の担当者
が労働者の使用者だということでは
すか。そういうことは聞くまでもない
と思ふ。そういう形が現在調教師と馬
丁の間では私は行われてゐると思ふ。もし
調教師が基準法上使用者であるとい
うならば、当然今日この共助会から受
けておるところの共済給付等についても
責任を持たなければならぬと思ふ
のですが、一つこの責任を持っておら
ない。今日この労働組合が結成されてか
らは、この幹部諸公の中には、この不
当解雇によつて共助会の共済給付すら
受けることのできない諸君が数々お
るわけです。しかも給付のほとんどが

されるところの共助会の、しからば規
則はだれが作るのかということになる
と、これは競馬会が作つておる。調教
師が作つてゐるのではない、こういう
ことをあげてくれば、どこに基準法上
これが使用者だと認められるのか、根
拠があるのか、あるならば私はお示し
をしてみたいと思ふ。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまお話
しのうちに、この競馬におきます調
教師、馬丁の間の関係は、一般の工場
労働者等において見られる関係と異な
りまして、第三者の関与する面が相当
ある、これはまことにお話しのとおり
であります。またそのように複雑
な特別な関係がありますために、この
数年來全然だれが使用者であるかわ
からない、このような問題があつたわ
けでございます。そこでわれわれの方
といたしましては、このように非常に作
業の形態が特別でありかつ複雑であ
つて、一般の工場労働者と同じように
簡単に判断はできませんけれども、し
かしだれが責任者であるかということ
はやはりきめなければ基準法の円滑な実
施ができない。このように考えまし
て、一応使用関係は現在ではこうと認
められる、このような解釈をいたした
わけでありまして、すなわち作業の指揮
にいたしまして、馬の運動とか飼料
の与え方、あるいは馬の手入れ、寝
の乾燥、草刈り、厩舎の清掃等の馬
丁の作業は調教師が指揮監督をして
おる。あるいは馬丁の選抜、出欠につ
きましても調教師の監督を受ける。私
用のため作業ができないときは調教師
の承認を得ておる、持ち馬の異常を
発見したときは常に調教師に連絡し、
指示された措置をとらなければなら
ない。

あるいは勤務成績の不良、その他馬
丁の責めに帰すべき行為があつたとき
は懲戒される、このような点で直接の作
業の指揮監督の関係はやはり調教師と
馬丁の間にあると思ふ。雇入れ解雇
についても調教師が原則としてやつ
ておるのであります。ただいまお話し
のような馬丁登録制度というものは
ございますが、これは馬丁の資質の向上
のために調教師会が自主的に申し合
せて実施しておる資格条件でございます。
労働関係の発生消滅の効果を伴つて
おるものではございません、また馬丁
が採用されるときは競馬場長の承認は、
馬丁に対する競馬場施設の利用許可と
いうような性質のものでありまして、
これも労働関係の発生消滅には関係が
ないわけでありまして、現に承認のな
い馬丁でも使用されておるといふや
うな事実もあるわけでございます。また
共助会の経費につきましても、これは
中央競馬会から毎年支出されておる助
成金でまかなつておりますものであり
ますが、これも競馬主催者たる立場にお
いて競馬関係者の援助助成策として支
出しておるものと認められるもので
ございまして、やはり基準法上の使用関
係は一応調教師と馬丁との間にある、
現状ではそのように判断して法律を取
り扱う、このような措置にいたしたい
と思ふわけでございます。ただお話し
のように、その間の関係が一般の工場
労働者のようなきわめて割切れた関係
ではございません。今お話しのように
に、競馬会とかあるいは調教師手合
とか、そういう調教師以外の第三者が
関与するといふような面も相当あるわ
けでございます、この基準法を守ら
せるというのにつきましても、もとよ

り調教師だけにいつて是正をはかると
いうだけではなかなかうまくいかない
ことも事実問題としてあらうかと思
われますので、われわれの方が指導いた
しますときは、調教師のみならず、
これに関与する第三者にも十分話しま
して、基準法上の合理的な合法的な措
置が一刻もすみやかに講ぜられるよう
に努力したいと思つておる次第であ
ります。

○片岡文重君 草刈りとか馬の手入れ
とか馬の異常を発見せよとか、ある
いはそれらの処置をせよとかいふこと
は、たとえば職場長がその所管の技
士さんに対して、処置をせよとかいふ
ように、それは明らかに私のいうやう
に、工場長なり職場長が使用者であ
つて、企業主が使用者といふことにはならぬ
でしよう。たとえば鉄道で、駅長さん
が、その駅員に対して構内の除草を命
ずる、あるいは構内の掃除をさせる、
列車の取扱いを命ずる、だからとい
つて、この駅長がこれらの駅員の使用
者だということになりますか。こういう
ことには私はならぬと思ふのです。
調教師と馬丁諸君との関係はこれと
ちつとも変らぬのではないですか。
さつきもいふ通り、基本となる賃金
を定めて、お前の技量はこのだけであ
る、よつてこれは一万円の給分をやる
うとか、お前は六千円しかやれないと
いふことで調教師が賃金を決定し
て、そうして自分の意思によつてこれ
を雇用あるいは解雇をする、自分の意
思によつて採否が決定できるといふよ

よりは是正することにやぶさかではございません。

○片岡文重君　さらに調査をして是正すべき点があるならば是正するにやぶさかではないという確かに御謙虚な御答弁を伺って、将来に私は期待をしたと思うのですが、問題は、その場を解決してといいますか、この場を糊塗して問題を先に延ばすということであるなら、これは、たとえ完全に使用者としての責任を果すことができるかとい

なにかにかかわらず、一応の形をとってあるいは理由づけられればやむを得ないということ、調教師を使用者にしたのだということでも済むかもしれない。けれども、それでは使用者たる調教師も私は困るだろうと思うのです。自分の肩に負い切れない責任を、使用者でない使用者として負わされる

負担も困難でありましょうし、何よりも今日の雇用の責任を持つべきその使用者が、そういう不完全なもので、しかも今度は、おれは使用者になったのだからと言って、都合のいいときには不当労働解雇は平気でやつのける、都合の悪いときには、これは屬主がお前をきらうのだから仕方がないという

ことで、馬主という屏風に隠れる、こういうことで、なまじ調教師だということにきめられたばかりに、馬丁組合の諸君は、今非常な困難に陥つておると思うのです。この際私は、すみやかに、使用主は調教師であるという示達をされたことについて厳密に検討を加えられて、十分に責任をとれるような使

用者の一つ確認してほしいと思うので
 す。同時に、その場合に要望しておき
 たいことは、当然現在共助会で行なっ
 ておるような社会保険に類するような

給付等については、せっかく国の法律があるのですから、この方の保護にまかされるように、調教師のその時その時の個人感情によって給付をしたりしなかったり、特に馬丁諸君は二十四時間勤務です、御承知のように。この二十四時間勤務の中で、馬の飼料を買い取りに行つて、帰りに交通事故でけがをした。これらの諸君がそのけがをした現場から病院に運ばれる自動車賃まで、そのけがをした労働者が負担をさせられて、共助会から一銭の給付も出しておらない。基準監督署の担当官も、明らかにこれは労災の事故であるということを言っておる。ただし、この場合担当官は、公式の席上では自分の立場を考へて表明することはできない。こういう微妙な問題も起つてゐる。共助会というこの共済団体の給付すら、調教師の個人感情によって行われたり行われなかったりしてゐる。都合のいいときには使用者にならず、都合の悪いときには使用者にならなかつたり、これでは、使われておる者は安心をしてその日の業務につくことはできない状態ですから、この点については、なお十分に一つ基準局としてもこの問題は即刻手をつけていただいて、要すれば、農林省等とも連絡をとられて、この馬丁諸君の責任の持てる使用者を確立していただきたいと思ふのです。

で、この際統つて伺つておきたいのは、農林省からどなたかお見えになっておるのですか。

○委員長(阿具根登君) 谷垣審産局長が見えております。

○片岡文重君 前回この委員会では、この馬丁の雇用関係について質疑をいた

しました際に、農林省のたしか競馬官だったと思うのですが、御出席になつて、今あなたがお聞きになつておられた調教師が馬丁の使用主であるという労働省の決定に対しては、農林省としては、労働省がそうおっしゃるか、私の方でもその通りだと思ひます。言葉が違ひますけれども、大体こういう意味の御答弁だつたと思ふ。そこで、そういうことでなしに、調教師のもとに馬丁を雇用の関係で結びつけておくことが、果して適當であるかどうか、こういう観点に立つて一つ検討をしてほしいと、こういう意味のことを、たしか私は申し上げたと思ふのです。中央競馬会のいろいろな問題については別として、この際は、馬丁諸君の労働関係に焦点をさぼつていろいろお尋ねしてみたいし、御答弁いただきたいと思ふのですが、この労使の関係で、調教師が馬丁の使用主として、今日の中央競馬の運営の状態からあるいは馬丁の労働条件の維持の上から、これは最善である、こうお考えになつておられるでしょうか、それともほかに何かお考えになつておられますか。その点を一つ先に伺つておきたい。

○政府委員(谷垣審一君) 馬丁諸君の問題に對しまして、いろいろ問題が起きておりますことは、関係いたしておりますものとしまして、非常に残念でございます。今御質問の問題であります調教師と馬丁との間、どういふそれが適切な雇用関係にあるか、あるいは法的に雇用関係と認めるべきであるかという点でございますが、これは、私たちがそれぞれ労働省の御見解等もいただきまして、この間に雇用契約、雇用関係がある、こういうふう

に、私たちが承知をいたしております。で、この調教師と馬丁との間の雇用関係が、現状でいかどうかということと、それとこれを別個のものに変えた方がいかにどうかという問題は、少し性質が違ふ問題だと思ひます。この調教師と馬丁との間にいろいろ問題があり、そしてそれが、法律できめておりますような問題に對して法的な事実がある、これは当然基準局その他から御指摘のあることだと思ひます。が、私たちが、また競馬に關係をいたしております監督官庁といたしまして、十分にそれが合法的な關係に改善されるように、十分な努力は払いたいと思つております。なお、この将来の問題といたしまして、これをどういふふうに変えるかという問題の御質問でございますが、その点に關しましては、私たちが、調教師と馬丁との——現在の調教師がとにかく雇用主であるという——關係を、非常に改善をするという結論には達していません。達しておりますけれども、御指摘のように、たとえば馬主が雇用主という關係になることが適切でございませうか、あるいは競馬会がそういうものに非常に關係が深いから、むしろ競馬会というものが雇用主という關係になつた方がいかにいいかというふうな点でございますが、今の現状から申しますと、やはり馬主というものが自分の持馬を委託いたします際には、これはやはり調教師にそのすべてをまかせたという格好になつております。もちろん調教師のところにおります馬丁等に對しての好ききらい等、希望を表明すること、これはあり得るかと思ひますが、今の形は、一応馬主というもの

は、調教師のその技量あるいは能力等を信頼いたしまして委託いたすという格好になつております。直接馬主と馬丁との雇用關係というものの形に飛躍するのは、少し無理があるのではないかと、私の方としては今考へております。それから、競馬会が、非常にこれが関与をいたしております。共助会等の経費に對しても補助金を出しておりますし、あるいは競馬場長等がこれの雇用採否をいたしまして、たあとにおいて、それに対する承認をいたしますかという格好の形をいたしております。これは、共助会等の問題につきましても、従来の経緯もございまして、すいたしまして、経済的な援助というものを非常に要求されまして、またそれから一つの方法であるという考え方を、援助をいたしておるわけでありまして、直接にそのことをもつて競馬会がどうということにはならないと思ひます。また、競馬場長の問題も、先ほど来御質疑応答がありました通り、趣旨と、私たちは考へております。特に競馬会の任務といたしましては、競馬そのものが公正に行われる、また大ぜいの人が集まりまして、それによつてレクリエーションをいたすということが主なる目的になつておりますので、快的な環境を維持する、あるいは競馬そのものを公正、能率化した形に對して施行する、こういうことを主眼にいたしておりますから、その本来の性格から申しますと、競馬そのものに關係をいたしておりますものに、開設者である競馬会との雇用關係に立つということは、私たちが競馬をやつております、競馬法の監督をいたしておりますものの立場として

は、むしろその間に峻別すべきものがあるという立場で、現在までできてゐるわけでございます。ただ、それを峻別をするという場合に、経費その他そういう経済上の援助をせよと与えないで、切つてしまつたらいいじゃないかという問題があるいは起るかも知れない。それは建前の論と、實際の問題といたしましての経済上の援助の問題とは、若干區別をいたして考へ得る余地があるように、現在の状況から見ますと、私たちは判定をいたしてゐるわけでありまして、そういうような事情で、現在のところ、私たちは、基準局の判定というものが大体において正しいのではないかと。ただ、何回も繰り返して申すことに相なるかも知れませんが、現在の調教師と馬丁との間の事実上のいろいろな状況が、まだ改善する余地が非常にあるという事実、これらにつきましては、それぞれ御指摘が基準局の方からあることと思ひますが、これは、私たちが關係いたしておりますものとして、十分に改善をいたすように、私たちの方といたしましても、努力をいたさなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○片岡文重君 農林省としてこの問題でやはり一番頭を悩めるのは、労働省と違ふところは、結局、公正なレースをいかに手ぎわよく行なつていくか、いかに不正なレースを排除するか、こういうところに重点が置かれておるのではないかと。そういふ点から、労働省で言う労働の關係の円滑な履行の樹立というところに重点を置いておるのとは、おのずから若干の相違があると思ふ。私は、そこで一つ農林省のしからば立場に立つて、労働省がきめた

労働の姿を、農林省が希望するような公正なレースに結びつけてみて、どうなるだろうかというのを、虚心に考えてみました。同時に、所々の地方競馬についてその実態を調査してみました。ところが、これはまさにこの調査の結果からいって、私は逆だという結論に達せざるを得なかった。この実情については、畜産局長の御経歴を私は存じ上げておりませんからわかりませんが、少くとも現地に詳しい競馬官であられるならば、私は数々の問題を指摘することができようであろうし、おそらく把握しておられるであろうと思う。もしこれが納得できないというのであるならば、これは競馬官としての任務を完全に遂行しておるか否かは疑わしいと思う。で、まず公正なレースが行われるという事は、馬丁は馬丁の立場において、調教師は調教師の立場において、騎手は騎手の立場において他の何びとからも制約を受けずに、言うなれば、これらの公正なレースを行うに直接関係する諸君が、他の手によって生殺与奪の権を奪われるようなことのない状態に置いておくということが、根本的に私は必要だと思えます。ところが、調教師が馬丁の雇用者として直接をしておる以上は、しかも、この調教師の中には自分の馬を持つておるものも相当おる、これは法律上果していいかどうかは別問題ですが、とにかく調教師が直接馬丁の雇用、解雇を手中におさめておるということは、調教師の命ずるところに、馬丁は反抗し得ない立場に置かれておることは明らかであります。現にそのために、調教師の命令によってやむなく不正と知りながら興奮剤等を与えておる馬丁の例もある

でしょう。しかも、こういう場合には、その馬丁がちょうど、何というのですか、清水次郎長式だ、この親分子分の関係で、調教師のそういう命令を一身にかぶって、その馬丁が一人責めを負って職場を離れていくという事態が決して少い例ではないはずですよ。こういう事態はどうして起るかといえ、これは、調教師が馬丁の生殺与奪の権を握っておるからです。従って、もし公正なレースを望まれるというのであれば、むしろ中央競馬会が中心となって、調教師も騎手も馬丁も、お互いに制約し得るような立場に立って、も、それによって自分の身分が保障されないような状態、言いかえれば、抗弁し得ないような状態に置かれることのないような案にしなければならぬと思う。そのためには、むしろ調教師の使用人であるという馬丁の姿は好ましくないとい私は思うのですが、この点、農林省としては、どういうふうにお考えですか。

○政府委員(谷垣重一君) 調教師が生殺与奪というひどいですが、非常に影響力があるということは事実だろうと思えます。しかし、やはりそのことによって競馬が、先ほど御指摘のような、興奮剤の施用がひんぱんにあるという事は、興奮剤の施用の問題は、私たち競馬法をやっておりますものからいいますと、これは非常に違法な事実であって、実情を調べまして、調教師に關係があるなら調教師、馬丁に關係があるなら馬丁、それぞれの処罰をいたしております。その間に調教師と馬丁との間にどのような關係があったか、その事態の発生いたしました際には、できるだけの調査をいたしております。

また、雇申し上げますように、調教師と馬丁との雇用契約というものは、常識的に見まして、あるいは法律的に見まして、もう少し改善をする必要があるのではないかと。こういう問題につきましては、私たちが監督をいたしておりますもの、立場をいたしまして、間接ではございますが、確かに、労働基準局の方の關係でございしますが、間接ながらやはり競馬全体の公正なあり方といえます場合に、一つの因子といいたしまして、十分なる関心を持ち、改善をいたしますように努力いたしたい、かように考えております。

○片岡文重君 あげ足をとるわけじゃないのですが、私は、ひんぱんになどとは決して申しません。しかし、そういう例は少くはないと私は思うのです。現に、それによって職場を追われた馬丁も私は現実を知っておるのですから、そういう場合にやはり弱者の哀れさ、調教師に対してあくまでも、それではお前約束が違ふではないか、こう言ってねばりつくようなことはできない、現実問題です。これは法律とか理屈ではない、現実の社会がそういう案に置かれておる。従って、現にまた調教師の命に服さない、お前はそういうことを言うなから、おれは承知するわけにはいかないから、一つ競馬会に申し出ようじゃないか、こういうこととで、その調教師に反抗して、他の調教師からまあまあとだめだられて、その場は済んだが、結局そういう状態では、そこにおることはできませんから、長く勤続しておったにもかかわらず、その調教師のもとを離れていったという例も私は知っておるのです。こういうことはやはり、調教師が生殺与奪の権と言えは言い過ぎだろうとおっしゃったけれども、現実に使用者として、しかも基準局ではこれを公認するということになれば、ますますもってこの生殺与奪の権は、私は権威づけられてくると思う。その議論のあるかないかは別問題です。こういう状態の中で、気に入らなければ出て行けと言われる。しかもハーモニカ長屋でも、これは雨露をしのぐ所でありますから、これを追われれば、妻子をかかえて行くところもない人たちが。どうして、不正と知りながら、興奮剤施用というようなこともあり得るわけですか。こういうことは、やはり私は、対等の立場に立つて、それを拒否しても調教師から、あるいは騎手から制約を受けないということではなければ、それはできないと思うのです。そのためには、この際競馬会によって、すべての騎手なり調教師なり、馬丁なりというものが雇用關係を結ぶ、そして競馬会が十分な監督をする、こういう案にすることが一番望ましい案ではないかと思う。この点については、やはり今の御答弁と交りはありませんか。

○政府委員(谷垣重一君) 先ほど申し上げましたように、競馬会といたしましては、直接競馬レースに關係のある者と關係を持たない、これは、開設者といたしましては、性格はやはりそうなるのだらうと思えます。今のところ私は、そういうやり方の方が正しい、かように考えております。ただ全体といまして、いろいろな問題がありま

師が馬丁に対して雇用者、使用者という事でなしに、競馬会に一つ使用者という責任を持ってほしい。で、開設者として、レースに関係しないようにしたいと言われましたけれども、その理由は、どうも私には納得できません。これはしかし、時間もありませんし、レースに関係のあることですから、いずれ農林委員会か、適当な機会にさらにお聞きしたいと思いますが、この調教師が使用者として行うべき基準上の義務、たとえば労災補償であるとか、その他の社会保険に加入を行わない、あるいは家族手当、勤続手当、休業手当というようなものも、調教師はやってもらえない。そのかわり共助会に対し、競馬会から年額三千万円という金が出てくる。そうしてこの共助会には、競馬会から三千万円という金が、助成金が出てはいるけれども、そのほかに、馬丁もまた雇用された際にお金は、馬丁として月々の会費はなかったと思えますけれども、とにかく競馬会の承認を得て、そうしてこの共助会に入会の手続をとる、こういうやり方をしておる。これはやはり、調教師が完全な使用者としての責任をとっておられない。こういうふうにはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(谷垣重一君) 経過的に申しますと、この共助会は、共済事業その他関係者の福利事業をやる目的となっておると思えますが、これを独立したとして、そして掛金制度をたしかとったことがあったと思えます。おっしゃるような趣旨において掛金制度をとった。ところが、経済的に非常

にそれは困ったというような事情がございまして、さような事情から、競馬会の方で経費を見てください、こういう話があったのです。そこで、そういう事情がございまして、競馬会の方としては、その経済的援助を与えましょう、こういうことになったわけですね。これは、むしろ経済的な実情から、そういうような格好にしたのでありまして、本来、それだからといって、元のようには全部掛金制度にするのがいいかどうかという事は、やはり実情を見ながら判定しないとまずいことじゃないかと考えております。御指摘のように、たしか入会金だけで済ましておると思えます。入会金だけで、掛金は要らないで済ましておると思えます。ただ、あくまでもこれは別個の法人でございまして、独立したものでございまして、それぞれの会員の諸君が選ばれて、執行機関にも当っておるわけですね。こういう建前をとっておるわけですね。非常に高いものですから、従いまして、競馬会の発言が実質的に強いという事は否定できません。否定できませんが、できるだけ早く経済的に独立した形でやってもらいたい。これは、私も私もそういう形を望んでおりますが、実際問題としては、なかなかそうはいかないところに、そういう援助を続けておる実情があるわけでございます。

○片岡文重君 月々の会費を取れという事を私は言っているのではない。こういった、社会保険に類するものとか、その他の当然使用主として支給しなければならぬ給付が、使用者たる調教師から支払われないで、競馬会から出ておって、それには、馬丁も同じく入会金だけであっても、調教師と同じ権利を持った、つまりいわば使用主と同等の立場において、権利を主張し得べき立場にある。ところが調教師が使用者だということで、この馬丁に對する労災給付その他の給付をしなかつたり、やつたりやらなかつたりすることができるような立場に置かれておることは、これは問題じゃないですか。そういうことが共助会と調教師、馬丁の間には現在あるわけです。そういう事も、調教師が馬丁の使用主として不適当である。むしろ資格はないのじゃないかと、こういうことが言えると思う。

○政府委員(谷垣重一君) 私、少し勉強が足りませんので、労災関係その他よく存じ上げないので、あるいは十分な御返答しか申し上げられないかもしれませんが、この共済共助会というものは、先ほど申しましたように、調教師も入っております。もちろん馬丁も入っております。馬丁も入っております。みな入っております。そうしてそういう共済的な仕事、あるいは売店の経営をやりますとか、その上り方はなるべくそういう所に就職できるようにする、そういうような形のものになっております。そのほかに、雇い主あるいは使用者としての立場から、ほかの保険に入るとかどうこうというような問題、これは私、不十分な研究でございまして、そのこと、こういう共助会の問題は少し違ふのじゃないか、というような気がいたしております。共助会には、今申しましたような建前から、皆の集まりましたもので、経済的にそのかなりの部分のものを競馬会がやっているということじゃないかと思ひます。

○片岡文重君 基準局長に、一つ今の問題について、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 業務上の傷病につきましても、これは、労災保険に加入しているといふことを問わず、労働者はそれに対する給付を受けられるわけでございます。労災保険に加入しておれば、労災保険から支出されます。し、労災保険に加入していません場合は、基準法によって、使用者は災害補償の義務があるわけでございます。労災補償に關します限りは、これは、全額使用者負担ということになっておりますから、全額使用者負担において支弁されるべきものであると考えております。

○片岡文重君 今の局長の御答弁でいけば、これは、調教師は全額負担じゃないのです。入会金を出しているだけであつて、三千万円というこの共助会のはとんど九十何パーセントという運営資金というものは、競馬会から出ているのです。そこで、そういう使用者として支払うべき金が、同じ権利を持つ調教師から支払われる。しかもこれに對して、本来ならば調教師と馬丁とは、その問題については、共助会から出る給付ですから、何も調教師の制約を受ける必要はないはずなんです。けれども、実際問題としては、これは、調教師の意向いかんによつて給付がされたりされなかつたりしている。これは、調教師が使用者だという立場だから、馬丁に對する給付をするとかしないとかいうことになるのですけれども、

その責めを免かれるだろうか、これはおそらく免かれないうと思ひます。ほかからどんな見舞金が入ろうとも、どんな金が入ってきようとも、やはり使用者は使用者としての責任を果すべきである。ところが、共助会というものは、馬丁も調教師も同じじやないか。何べんも同じことを繰り返して、はなはだ恐縮だけれども、調教師は使用者としてその給付を行なっているわけではないということ、それをどう思ふかとお聞きするわけです。

○政府委員(堀秀夫君) 共助会の組織は、このような災害補償などの必要に迫られたときに、これを事実上支給するといふための一つの担保として利用されておるものであらうと思ひます。おりました、それに基いて基準法の災害補償に相当する給付が行われておれば、それで基準法上の責めは果されたものである、このように考へております。もとより、これにつきまして、労働者側の過半数の希望によって、労災保険に加入するということになりますれば、労災保険から支給されることになるわけでございます。

○片岡文重君 労働者の過半数がというよりも、むしろ大多数が労災保険加入を希望してゐることは、先ほど申し上げた通りです。ですから、これはぜひそういう方向にいくように一つやっつけていただきたいと思います。御尽力をわすれたいと思ひます。共助会の歴史は、先ほど斎藤局長が言われましたけれども、私も一応調査はしております。これは、終戦後競馬が国営に移管されたときに、共助会がたしかできたはずで、それ以前はなかつ

たはずで、そのできた経過、それから、中央競馬会に移管された、今日、何といひますか、時点に立つて顧みれば、こういう給付は、民営から国営に移管されたときに、民営のこういうレースについて、国が直接この給付を行うといふことはおもしろくないといふことで、この共助会がたしかで民営となつて、この競馬会にすべてが移されたといふことであるならば、当然この共助会といふものは、もう設置された意義を失つたわけですから、むしろ解消をされてしかるべきものでないで、それが今日解消をされないで、全額国庫負担によつて、その資金は国庫負担によつてなされておるのですから、当然これは、やはり国の重大な監督を受けるべきものである。この点については、なお十分御質疑を重ねていきたくと思ひますけれども、そういうわけで、共助会といふものの存在の意義とも疑問があると思ふ。そういう疑問のある機関に、競馬会から年額三千万円余の金が助成金として交付をされて、その金によつて調教師が使用者としての責めを果してゐる。こういうやり方は、国の金をもつて、言いかえれば、特定人に特別な給付をしてゐるといふことにもなると思ふのです。こういう点について、斎藤局長は、どういふふうにお考えになつておられるのか。なお、この共助会といふのは、今後ともこういう調教師の、何とかいひますか、資金グループといひますか、資金プールといひますか、こういう問題について、なお今後も存置せしめていく

お考えなのかどうか。

○政府委員(谷垣專一君) 御存じのうちに、現在の日本競馬会の法律で定められておる業務は、共済事業といふものは入つておりません。法律的にはそれができないことになつておりまして、その法律があるないの問題じやなく、現在の時点において考えました場合に、やはり現在の共助会という制度で行つていいのではないかと。ただ、いろいろ内容の問題その他につきまして、いろいろ検討を要すべき点が、これはあるかもしれせん。それはそれとして検討したいと思ひます。共助会自体の共済事業といふものを競馬会に持つていくといふことまでは、私たちはまだ考へていない状態でございます。

○片岡文重君 どうもこの競馬会、共助会を中心として、私の尋ねておる内容が、よく御理解できないのか、あるいは共助会の内容、それからまた共助会が現に行なつておる諸給付、事業等について十分な把握をされておらないのかどうか、よくわかりませんが、この問題については、なお経理等についてもたしたい点があります。競馬法の内容等についても、十分お尋ねしたい点があります。これは労働問題から多少離れるかもしれせん。しかし、根本的にはつながる問題だと思ふ。従つて、別な機会に、さらにこの問題について、お尋ねしたいと思ひます。どうも今の御答弁では、少し理解に苦しむ点が多いようでありまして、時間がありませんから、委員長、大体この問題についての今日の質疑は、以上で終りたいと思ひますが、さらになるべく近い機会において、この問題について今一度質疑を許されるよう希望しておきます。

○委員長(阿具根登君) 本件に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、一般労働問題に関する件の本日の調査は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。それでは、一般労働問題に関する件の本日の調査は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、衛生検査技師法案(衆)

衛生検査技師法案

衛生検査技師法

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 免許(第三条—第十条)

第三章 試験(第十一条—第十七条)

第四章 雑則(第十八条—第二十条)

第五章 罰則(第二十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「衛生検査技師」と

とは、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 衛生検査技師の免許(以下第十五条第二号の場合を除き「免許」という)は、衛生検査技師試験(以下「試験」という)に合格した者又は政令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対して与える。

(絶対的欠格事由)

第四条 つんば、おし又は盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

一 精神病者、麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者又は伝染性の疾病にかかつてゐる者

二 第二条に規定する検査(以下「衛生検査」という)の業務に関し、犯罪又は不正の行為があつた者

(衛生検査技師名簿)

第六条 都道府県に衛生検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び衛生検査技師免許証の交付)

第七条 免許は、都道府県知事が衛生検査技師名簿に登録することに

よつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、衛生検査技師免許証を交付する。

(免許の取消等)

第八条 衛生検査技師が第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 衛生検査技師が第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて衛生検査技師の名称の使用の停止を命ずることが出来る。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

(聴聞)

第九条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することが出来る。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条第一項又は第二項の処分をすること

ができる。

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、衛生検査技師名簿の登録、訂正及びまつ消並びに衛生検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、衛生検査技師として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)

第十二条 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行ふ。

(試験委員)

第十三条 試験の実施に關して必要な事務をつかさどらせるため、厚生省に衛生検査技師試験委員(以下「試験委員」という)を置く。

2 試験委員は、衛生検査に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)

第十四条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十五条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一

項の規定により大学に入学することが出来る者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものである。

二 外国の衛生検査に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で衛生検査技師の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

(不正行為の禁止)

第十六条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關して必要な事項及び第十五条第一号の学校又は衛生検査技師養成所の指定に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 雑則

(信用失墜行為の禁止)

第十八条 衛生検査技師は、衛生検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 衛生検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他

に漏らしてはならない。衛生検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)

第二十条 衛生検査技師でない者は、衛生検査技師という名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による衛生検査技師の名称の使用の停止命令に違反した者

二 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十九条の規定に違反した者

四 前条の規定に違反した者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(試験に關する特例)

2 この法律の施行前に通算して二年以上医師の指導監督の下に、衛生検査の業務に従事していた者は、当分の間、第十五条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第

一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することが出来る者とみなす。

4 試験は、第十二条の規定にかかわらず、昭和三十三年において行われないことができる。

(名称の使用の経過規定)

5 この法律の施行の際、現に衛生検査技師という名称を用いている者については、第二十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条二十九号の次に次の一号を加える。

二十九号の二 衛生検査技師の試験及び衛生検査技師養成所の指定を行うこと。

第九十条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 衛生検査技師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(二十の二)を(二十の三)とし、(二十の三)の次に次のように加える。

(二十の二) 衛生検査技師法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、衛生検査技師の免許及び名称の使用

である。

第九三六号 昭和三十三年二月二十七日受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県高梁市杉山一、五六七 東正儀

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八八六号と同じである。

第八九三号 昭和三十三年二月二十一日受理

元満州国軍日系軍官及び生徒の戦病没者遺家族援護に関する請願

請願者 東京都新宿区花園町四八蘭星会内 石丸志都磨外一名

紹介議員 草葉 隆國君

元満州国軍日系軍官はその人事、統率、教育、恩賞等軍人としての身分は勅令の定めるところに従い、取扱は閣東軍司令官の指導監督の下にあつて常に第一線で日本軍と同様の立場において任務に服したにもかかわらず、これら犠牲者に対して差別的待遇をすることは遺族として全く承服できないところであるから、これ等日系軍官等の戦死者(約二百名)並びに連に抑留中死没した陸軍軍官学校予科生徒(約百名)の遺族に対し一般邦人扱いをすることなく、日本軍人として、恩給法又は援護法を適用するよう法の改正を計られたいとの請願。

第八九四号 昭和三十三年二月二十一日受理

国立療養所の給食費引上げに関する請願

願

請願者 新潟県西蒲原郡内野町 国立内野療養所内 樋木裕

紹介議員 小林 孝平君

国立療養所における給食は、最近の諸物価統制のため給食内容が低下し、ややもすると体力の維持にもことかく状態になりつつあるから、今国会において国立療養所の給食費を百二十円以上に引き上げる予算的措置を講ぜられたとの請願。

第八九五号 昭和三十三年二月二十一日受理

国立療養所の給食費引上げに関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡内野町 国立内野療養所内 高橋礼三外二百四十四名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第八九四号と同じである。

第九三二号 昭和三十三年二月二十七日受理

理学的治療従事者の身分法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区和区鶴舞町 六五名古屋大学医学部 附属病院内 宇佐美男 磨外一名

紹介議員 紅露 みつ君

病院関係に勤務する理学的治療従事者(マッサージ、電気、光線、温熱、水治、超短波等の治療法、特殊きょう正はう帯の施行、医療体操の指導)は、医師の監督のもとに先天性奇形、脳及びせきすい性疾患並びに神経系疾患、

外傷その他による関節及び筋肉の疾患等、し体不自由者に対し適応した理学的治療を実施して医療の一部門を担当しているが、身分法が確立されていないためその多くの者が旧来のマッサージ術師として取り扱われ不利な立場にあるから、理学的治療の重要性和現実の職務内容を十分賢察の上、すみやかにこれら従事者の身分法を制定せられと共に、給与の改善を図られたいとの請願。